

に對して、統括を爲す機關である。わが國では、憲法により、國會が最高機關であり、統括の作用を爲すのである。この地位においては、國會は立法機關ではない。故に、國會そのものとしては單に立法機關であるのではなく、立法機關であると共に、最高機關なのである。

然れば、國權の發動については、行政機關たる内閣その他の機關も司法機關たる裁判所も國會の下に在る。國權の發動の仕方については、國會の意思の決定するところに従うべきである。併し、これは、國會が最高機關である、という性質より生ずる關係であつて、國會が立法機關である、という性質より生ずる關係ではない。

國會が、最高機關として、國權を統括することは、前に一般に國權の統括について述べた理論により、次の結果を生ずる。(一)國會は、内閣その他の行政機關本來の行動が行政の方面に限られ、裁判所本來の行動が司法の方面に限られる、というのとは異なり、その行動の方面を限られていない。併し、憲法により、特に内閣その他の行政機關の權限に屬せしめられ、特に裁判所の權限に屬せしめられている作用は、これを行うことを得るものでない。(二)國會は、内閣その他の行政機關や裁判所の行動に注意し、これについてその批判を表示することを得る。しかも、憲法によりこれらの機關の權限と定められているものを爲すことを得るものではない。

## 第四編 國權の客體

### 第一章 國權の客體總說

國權の客體とは、國權の作用を受ける人をいう。これに、國家を組成しているものと、そうでないものとある。前者を國人又は國家成員といい、後者を外國人という。わが國家を組成してない者という中には、いづれの國家をも組成してない者即ち無國籍人もあり得るから、ここに外國人というのは、無國籍人も含んでいうのである。

わが國の國人には天皇と國民とある。天皇といふ國民というのは、わが國の言葉であつて、外國語の翻譯ではない。わが國の言葉としては、天皇は國民と呼ばれる者ではない。このことは後に更に明となる。

國人といふ國民という場合に、國人、國民たる人を個々別々に見ていうこともあり、その人を總體として包括的に見ていうこともある。國人又は國民の權利、義務という場合は前者に屬し、

國人、國民の輿論という場合は後者に屬する。

外國人の地位については日本國憲法は何も規定していない。併し、ここには最後に一言する。

## 第二章 國家成員としての天皇

**第一 天皇の概念** 天皇は國民と共に國家を組成する國人であるけれども、國民とは呼ばない。このことは、わが國の一般社會の言葉遣を素直に見れば、明である。言葉は社會的のものであるから、或言葉の意義は一般社會の用いている意義に解すべきであり、從て、憲法その他の法に或言葉を用いる場合には、それがその法が新につくつたものでない限り、一般社會の解する意義にこれを解すべきである。これと異なる意義で用いるのは、法がそのこと自身を明に示すか、又は、その特に明な場合でなくてはならぬ。國民とか民とかいう場合天皇を含まず、又、天皇と  
いう場合國民とは別のものとしていること、疑ない。日本國憲法が國民と呼ぶものに天皇も含まれると、解することは誤である。

天皇とは、憲法により國家的象徴とせられている特定の一人を、その★が如何なる立場にあるかには關係なく、常に、指し示す呼稱である。

一 天皇は憲法により國家的象徴とせられている特定の一人である わが國人中、特定の一人

人が、憲法により國家的象徴とせられていることは、前にこれを述べた。その一人を天皇という。その一人を天皇というというのは、その一人が國家的象徴という立場にあるものとして見られる場合に、天皇といわれる、というのではない。その立場を離れて、單にその人そのものをいうのである。これは後に明となるであろう。その一人は、帝國憲法の下では國權の源泉であつたが、日本國憲法により、國權の源泉という立場にあることは、なくなり、國家的象徴という立場にあるものとなつたのである。

二 天皇は、國家的象徴たる特定の一人が、如何なる立場にあるかに關係なく、その一人である。國家的象徴たる特定の一人は、單に國家的象徴の立場においてのみ見られるのではなく、他の立場においても見られる。それが如何なる立場において見られる場合でも、その特定の一人は天皇と呼ばれる。國家的象徴たる特定の一人を天皇と呼ぶというのは、國家的象徴であるという立場においてのみ見られる、ということではない。

憲法によれば、天皇と呼ばれる特定の一人は、三種の立場において見られる。一は國家的象徴であるという立場であり、二は特殊の行政機關であるという立場であり、三は國家の成員であるという立場である。前の二種の立場については前に述べた。ここでは後の一種の立場について述べ

べる。

第二 國家の成員としての天皇 天皇は、單にわが國家を組成する人、という立場においても見られる。この點では國民と異ならぬ。この場合でもその人は天皇とよばれる。そして、國民と共に、國家を組成する國人である。國家の内にあつて國民と併立する。國家の外にあつて、國民と對立するものではない。このことは、帝國憲法の下においてもそうであつた。日本國憲法の下において始めてそうなつたのではない。

國家は、國民と共に國家を組成する天皇を、國民と同じく人間であるとして、取扱う。人間以外のものとして取扱わない。物であるとしなのみでなく、神であるともしない。このことも日本國憲法でそうなつたのではなく、帝國憲法でもそうであつた。帝國憲法は、天皇を神としていた、というような説を爲すのは、全く帝國憲法を解せぬものである。これにまどわされてはならぬ。

天皇は國家の成員であるから、國權の作用を受けさせられる。即ち國權の客體である。天皇であるから國權の作用を受けない、というようなことはない。國家は、天皇に對して國權を發動するに當り、如何なる態度を取るべきであるか。これについては、日本國憲法は何も明文を以て規

定していない。國民の地位に關する憲法の條規は固より天皇に適用せられぬ。天皇は國民でないからである。それで、條理法として次の如く考えられる。

天皇は、國人として國家を組成せられること、國民と同じであるが、併し、國家は、國人の中に特に天皇に國家的象徴という役割を認めているのであるから、國家は、天皇に對して、右の役割を認める人に相應する品位の保たれる取扱を爲すことを要する。同時に、右の役割を認める人として必要と考えられる行動を求めるとを得る。これは今日わが國の國民感情である。故に、國家は、天皇に對して、かかる國民感情に適合する態度を採らねばならぬ。これが條理法たる憲法である。然しながら、國家の右の態度の具體的の状態は、個々の場合の事實について考えるの外ない。故に、これを概説することを得ない。ただ、次の如きことはいい得られる。

天皇は憲法の定める基本的人權一般の享有能力を保障せられ、又、憲法の認める個々の基本的人權を有せられる。基本的人權及びその享有能力は、憲法の條規により、國民に關して定めるものであつて、そのことは後にこれを説く。それは憲法が國民の生活利益を法的に規定するものであつて、この憲法の規定そのものは天皇の地位に關するものではない。併し、かかる生活利益を法的に國民に認められているのであるから、天皇には勿論認められなくてはならぬ、という國民

感情の存すること、疑ない。故に、憲法により國民の有する基本的人權一般の享有能力、及び、個々の基本的人權は、天皇もこれを有せられる。條理法上當然である。ただ、天皇たる特定の人、國家的象徴という役割を持つ人であるから、憲法が國民を取扱うのと同じ状態で取扱うことを許さぬものもある。國家は、國權の客體たる天皇に對して、法律により、租税を課することを得るは勿論である。これを課するならば、天皇は納税の義務を有せられる。併し、國家は、法律により、天皇には租税を課しない、と定めることも出来る。これは憲法の違反でない。天皇は、國民と異なり、憲法上の納税義務を有せられないからである。又、天皇は、國民と異なり、自由に國籍を離脱したり、自由に住居を定めたりすることは出来ない。これについては國家は制限を爲すことを得る。これは國民感情に基く條理法と考うべきである。

## 第三章 國 民

### 第一節 國民の概念及び要件

ここに國民とは、わが國家を組成する人であつて、天皇でないものをいう。

人が日本國民であるためには、國家の定める一定の要件がある。憲法は、國民たるの要件を定め、併し、國民たるの要件を定める方法について、次のことを定める。

第一 國民たるの要件を定めるは法律によるべきである。憲法第十條は、「日本國民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定する。故に、法律以外の國家行爲例えは政令の如きもので國民たるの要件を定めてはならないのである。現に國籍の得喪に關する法として國籍法がある。日本國憲法施行前より存する法律である。

第二 國民が自由に國籍を離脱することを侵してはならぬ。憲法は國民の權利として、その第二十二條中、「國籍を離脱する自由を侵されない。」と規定する。故に、法律で國籍のことを定めるに當ても、國民が國籍を離脱するの自由を侵すような規定を設けることを得ない。

### 第二節 國民の地位

#### 第一款 國民の地位總說

ここに國民とは、個々の國民をいう。總體としての國民をいうのではない。又、ここに國民の地位と題するのはその憲法上の地位のことである。

國民の憲法上の地位については、國民の包括的關係とその個別的の關係とを分つ。

第一 國民の包括的關係 國民は、當然、包括的に、適法な國權の支配に服従するを要する。

一 國民は當然に、包括的に、國權の支配に服従するを要する。國民は先づ、(一)當然に、國權の支配に服従するを要する。ここに當然というは、國民であること、即ち國家を組成する者であることそのことにより、國權の支配に服従するという關係にあることである。それ以外の特別の事實によりその關係にあるのではない。(二)次に、包括的に、國權の支配に服従するを要する。ここに包括的というは、凡そ國權の發動するところ、その支配に服従する、という關係にあることである。國權の發動の個々のものについて、その支配に服従するかどうか定まるのではない。故に、國民は、國家の領土又はこれに準ずる土地に居住すると否とに關係なく、包括

的に國權の支配に服従すべきである。外國人は、領土又は準領土に居住するときは、その事實により、包括的に國權の支配に服従すべきである。

右の如く、國民が國權の支配に服従するを要することは、國民であることそのことの結果であつて、國家が如何なる體制を取つてゐるかとは關係がない。故に、國權の支配に服従するを要しない國民というものは、觀念し得ない。

二 國民は適法な國權の支配に服従するを要する 立憲主義を取るわが國においては、國民が國權の支配に服従するを要するのは、國權が適法に行われる範圍においてである。適法でない國權の支配には服従するを要しない。但し、これは、國權の支配が適法でないということの決定してゐることを前提として、いう。國權が適法でないかどうかについては、時に疑を生ずることがあるのであつて、この場合には、これについての有權的解釋に従うの外ない。有權的解釋及び如何なる者が有權的解釋を爲すかについては、前にこれを述べた。故に、國民が適法でない國權の支配に服従するを要しない、というのは、決して、國權の發動を受けた國民がそれを適法でないと思えば服従するを要しない、というのではない。有權的解釋により適法とせられるときは、國民は適法でないと考えても服従しなくてはならぬのである。尤も、國民は、有權的解釋に従う

が別に理論目的的解釋を爲して、これを以て正しいものと考えたことは、固より差支ない。

右の國民と國家との包括的關係を法律關係として見ると、國民は、國家に對して、凡そ國權の適法な支配に服従するを要する、という包括的義務を有するのである。

第二 國民の個別的關係 國民は、前述の如く、國家に對して、包括的關係に立つと共に、國家に對して種々の個別的關係に立つ。その個別的關係は、前述包括的關係が國民であることから生ずる、のとは異なり、憲法が想定する個々の事實について、憲法の規定するところにより、生ずるのである。これを法律關係として見ると、國民は國家に對して、個々の權利、義務を有するのである。日本國憲法第三章は右の國民の權利及び義務を定める。

## 第二款 國民の權利

### 第一項 國民の基本的人權總說

#### 第一目 基本的人權の性質

國民は、憲法第三章の定めるところにより、國家に對して、種々の權利を有する。憲法は、國民に、右の權利の對象たる特定の生活利益の獲得について、自己の意思を主張するの力を與えて

いる。如何なるものがその生活利益とせられてゐるかは、憲法の規定に就て見るべきである。日本國憲法は、第三章に、この權利として種々のものを定め、その定める權利を包括的に基本的人權と稱する。日本國憲法を離れて考えると、基本的人權といふのはいろいろの意味に用いられ得る言葉であるが、併し、日本國憲法がこれを用いるのは、同法第三章の定める種々の國民の權利のことである。憲法がその第三章に定める國民の權利を、憲法自身が特に國民の基本的人權と呼んでゐるのである。國家が、憲法第三章において、或事項について國民の國家に對する權利を定めるのは、國家が、國民を人間であるとして取扱うのに、必要なものとして、その事項について國家に對して自己の意思を主張することを認めるのである。別の言葉でいえば、國民は、憲法の認める權利を有することにより、國家に對する關係において、人間として取扱われる、とするのである。かかる性質を有する權利という意味で、憲法第三章の定める種々の權利を基本的人權といふ。

基本的人權は、右の説明で明な通り、他の權利と同じく、法により定められたものである。即ち、國家が定める社會生活の規範により成立するものである。然るに、社會生活については、社會生活に關する當然の道理として人の行動を規律する規範が存する。これを自然規範といふ。こ

れを自然法というてもよいが、その本來の性質は、正確な意味の法ではないから、混同を避けるために法の語を用いないがよい。自然規範に照しても、社會生活において人が自分の意思を主張し得る立場に在ることがある。この場合に、人は自然規範による權利を有する一という。權利というも本來の法により定められる權利ではない。ここにも混同を生ずることを避けるために、これを自然權といふ。法による權利を自然權に對して特にいふときは、これを法的權利といふ。憲法の定める基本的人權は決して自然權ではない、法的權利である。

然るに、自然規範に照らしても、國民が、國家に對する關係において、人間たるに必要なものとして、自己の意思を主張する、という立場を有することが、當然の道理と考えられる。この見地に立つときは一種の自然權を有するのである。この自然權も基本的人權と呼ばれる。自然權としての基本的人權である。法的權利としての基本的人權ではない。

自然權としての基本的人權が存する、とする見地では、更に、國家がこれに對して如何なる態度を取るか、ということを考えなくてはならぬ。或は國家が、自然權としての基本的人權の成立する生活關係を自然規範の對象として放任し、法の對象としないこともあろう。この場合には、自然權としての基本的人權は自然權として存するに止まり、法的權利としては存しない。或は、

國家が、自然權としての基本的人權の成立する生活關係を、法の對象としても取扱うこともある。この場合には、従来自然權としてのみ存していたものが、法的權利としても存することとなる。法的權利としての基本的人權が成立する。これを稱して、自然權としての基本的人權の、國家による、法的權利としての基本的人權への導入という。故に、法的權利としての基本的人權は、自然的の權利とか生來の權利とかいうものではない。かかる言葉は自然權としての基本的人權にのみあてはまるのである。

これを日本國憲法の基本的人權というものについて見るときは、次の如くなる。憲法の基本的人權というものは、法的權利である。苟も法において權利という以上、それが法的權利であること、當然である。自然權としての基本的人權ではない。併し、自然權としての基本的人權そのものでないというても、憲法がこれについていかなる見地を取るかは、別に考えなくてはならぬ。自然規範による自然權としての基本的人權なるものを認めない見地においては、憲法は自然權としての基本的人權と何等の關係をもたぬ、というの外ない。自然權としての基本的人權を認める見地、即ち私の取る見地においては、憲法は、前に述べた、自然權としての基本的人權の法的權利としての基本的人權への導入を、爲すものと、解すべきである。基本的人權は公權である。國

民が、國家を成すという立場においてする生活について、有するものだからである。

### 第二目 基本的人權享有能力の保障

國民はすべての基本的人權の享有を妨げられない。これは憲法第十一條前段の規定する條規である。この條規は、次の二つのことを定める。(一)第一に、すべての國民は基本的人權を享有する能力を有する。國民の中基本的人權の享有を否定せられる者はない。國家は、如何なる國民に對しても、基本的人權を享有することを妨げてはならぬ。(二)第二に、國民は、すべての基本的人權を享有するの能力を有する。基本的人權の性質を有するものとして憲法の定める個々の權利は種々あるが、すべての國民は、これらのすべての種類の基本的人權を享有するの能力を有する。國家は、如何なる國民に對しても、憲法の定める基本的人權を、一般に、又はその或種のものを、享有するを得ないと、してはならぬ。これは、憲法が、國民の基本的人權享有能力を保障するのである。これが憲法第十一條前段の規定の意味である。國家が、憲法で、基本的人權享有能力を保障するのは、國家が、もともと、自然權としての基本的人權の觀念を認め、それを法の内に取入れるのであるからである。

### 第三目 個々の基本的人權の保障及び付與



**第一** 個々の基本的人權の保障 基本的人權とは、憲法の定める種々の個々の權利を、その前述の性質を見て、總稱するのである。基本的人權という特別の一個の權利があるのではない。故に、今、進んで、憲法の定める個々の基本的人權について考究せねばならぬ。

憲法は、前述の如く、第十一條前段において、基本的人權享有能力を保障すると共に、第十三條以下において、多くの個々の基本的人權を定める。この個々の基本的人權に關する規定は、その個々の基本的人權を國民に保障すること、及び、その個々の基本的人權を、國民に、侵すことの出来ない、永久の權利として付與することの、二の作用を爲す。ここには先づ前者を述べる。

國家は、日本國憲法の定める基本的人權は必ず存在せしめる、ということと國民に約束する。國家は、將來、憲法の定める基本的人權の存在を失わしめることをしない、と國民に約束する。即ち、憲法が國民に基本的人權の存在を保障する。憲法第十一條後段の中、この憲法が國民に保障する基本的人權、というのはこの意である。故に、將來この憲法の條規そのものを改廢しない限り、憲法の定める個々の基本的人權がなくなることは、あり得ない。右の基本的人權の保障は權利そのものに對する國家の態度である。その權利を國民に與えることではない。國家が、憲法で、個々の基本的人權を右の如く保障するのは、これらの權利が、もともと、自然權としての基

本的人權を法の内に導入したのである、とするの見地に立つてゐるからである。

**第二** 基本的人權の、侵すことの出来ない、永久の權利としての付與 右述べた如く憲法の保障する基本的人權は、憲法により、侵すことの出来ない、永久の權利として、國民に與えられる。憲法第十一條後段に、「この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる」とあるはこの意である。

憲法は、個々の條項において、個々の基本的人權を定める。これは即ち國民にその基本的人權を與えるのである。故に、憲法第十一條の前示の規定は、個々の基本的人權を國民に與えるのではない。國家がこれを國民に與える意味を示すのである。

一 基本的人權は現在及び將來の國民に與えられる 國家は、基本的人權を、單に現在の國民に與えるのではなく、將來の國民にも與える。今後の國民全般に與える。故に、この憲法の、「現在及び將來の國民に與へられる」という規定を改廢しない限り、今後或時代の國民に限り、これを與えないとすることは、出来ぬ。

かくの如く、憲法が基本的人權を今後の國民全般に與えるとするのは、自然權として存する權利を法の内に入れたのである、とする見地に立つてゐるのである。

二 基本的人權は、侵すことの出来ない權利として、與えられる。國家は、基本的人權を、國家もこれを侵すことのできないという性質をもつ權利として、國民に與える。國家は、基本的人權が、國家により侵されることの許されない、という性質をもつものである、とするのである。

かくの如く、憲法が基本的人權を侵すことの出来ない權利とするのは、自然權として存する權利を法の内に入れたのであるとする見地に立つているのである。

三 基本的人權は、永久の權利として、與えられる。國家は、基本的人權を、權利者たる國民に、永久保有するもの、從て、國家により剝奪されることの許されない、という性質をもつものである、として與える。

かくの如く、憲法が、基本的人權を永久の權利とするのは、自然權として存する權利を法の内に入れる、とする見地に立つているのである。

の、第一の、憲法による、個々の基本的人權の保障と、第二の、憲法による、侵すことの出來ない永久の權利としての付與とは、別々の二つのことである。前者においては、國家が、憲法の定める基本的人權そのものについて、その存在を失わしめることをしない、と國民に保障する

のである。基本的人權とこれを有する國民との關係について、國家が、如何なる意味を定めるか、ということが問題であるのではない。後者においては、國家が、憲法の定める基本的人權を國民に與えるに當り、國家の侵すことの出来ないものであり、又、權利者たる國民の永久保有するものであるとして、與えるのである。その基本的人權そのものの存在が問題であるのではない。皮相的に見るときは、右の兩者を混同するの虞がある。注意するを要する。

これを要するに、憲法は、(一)第十一條前段において、國民の基本的人權享有能力を保障すると、共に、(二)その後段において、憲法の定める個々の基本的人權のすべてに共通して、(イ)その權利そのものを見て、その存在を保障し、更に、(ロ)その權利を權利者たる國民との關係において見て、(甲)今後のいつれの時代の國民にもこれを與えること、(乙)侵すことの出來ない權利としてこれを與えること、(丙)永久のものとしてこれを與えることを定める。かくの如く解することにより、憲法第十一條の全體が理解出来るのである。

#### 第四目 基本的人權の擁護

憲法は、第三章において、基本的人權を定めると共に、基本的人權の擁護せらるべきことを示している。それは國民一般の態度及び國政の兩面について示される。

**第一** 國民一般による基本的人權保持の努力 憲法第十二條前段において、「この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。」と規定する。われわれの實際生活においては、國民の基本的人權の侵されるような事實が発生し得る。かかる事實に對して、事前にその發生を防止し、事後にその結果を匡正して、以てこれを保持することは、國民の任務である。法上の見地においていふので、法的義務である。

**第二** 國政による基本的人權の尊重 憲法は、第十三條において、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定する。即ち、國家機關は立法その他の國政を爲す場合に、國民の個人としての存在を尊重し、從て、國民が個人として、その生命、自由及び幸福追求に對して有する權利を、公共の福祉に反しない限り、最大程度に顧慮して、尊重する義務を有する。法上の見地においていふので法的義務である。この憲法第十三條は、國民の權利を定めると共に、これについての國政の態度をも定めるのである。ここでは國政の態度を述べた。國民の權利のことは後に明となるであろう。

基本的人權のことは、前に説いた如く、日本國憲法の最高法規性を示す憲法第十章にも述べて

あるが、それは、かかる基本的人權を定めた憲法であるから、憲法は貴重なるものである、ということを示す趣旨であつて、基本的人權そのもののことを示すのではない。

#### 第五目 基本的人權の善用及びその尊重の限界

**第一** 基本的人權の善用 國民は憲法の定めるところにより、基本的人權を善用しなくてはならぬ。法上の見地であるので法的義務である。これに消極的の面と積極的の面とある。前者はこれを濫用せざるの義務であり、後者はこれを利用するの義務である。

**一** 濫用せざるの義務 國民は基本的人權を濫用してはならぬ。これ憲法第十二條後段の中に定められる。國民が、その有する或基本的人權を行使して、その意思を主張することにより社會生活上正當なる利益を獲得するものと認められない場合に、これを行使するとき、その權利を濫用するといふ。國民はこれを濫用してはならぬ。例えば、ただ他人を誹謗し、醜惡なる欲情を満足せしめるために、出版の自由を行使するは權利の濫用である。右のことは、法上の見地においていふのであつて、即ち、基本的人權を濫用してはならぬといふ法的義務がある。

**二** 利用するの義務 國民は基本的人權を常に公共の福祉のために利用しなくてはならぬ。これ憲法第十二條後段の中に定められる。公共の福祉とは社會の共同生活の幸福のことである。

國家の利益というのと同義ではない。國家という、制度的、組織的の形式を見て、その利益というのではなく、國家において爲される、社會の共同生活という實質を見て、その幸福というのである。即ち、國民は、その基本的人權を行使して社會の共同生活の幸福をもたらすように、せなくてはならぬ。然しながら、このことは、基本的人權そのものが、權利であつて、又、義務である、というようなことではない。法上の正確な概念としては、權利は權利であつて、義務ではない。例えば、公務員選任の權利たる選舉權を有する者は、情實、利害關係などにとられないで一に、公務員たるに最も適當である者という點に着眼して選舉すべきである。これが、選舉權を公共の福祉のために利用することである。法上、選舉するを要し、選舉しないということを得ない、ということが、選舉權について、公共の福祉のために利用する、というのではない。故に、基本的人權を公共の福祉のために利用すべきであるというのは、決して基本的人權が、權利であると同時に、義務である、ということではない。右のことは法上の見地においていふのであつて、即ち、基本的人權を公共の福祉のために利用すべきである、という法的義務がある。

**第二 基本的人權尊重の限界** 基本的人權の尊重すべきこと、既に述べたが、併し、公共の福祉に反してはならぬ。國民の態度についていふと、それは、憲法第十二條に、公共の福祉のために利用すべきこと勿論である。

### 第二項 基本的人權の種別

憲法の定める基本的人權はその數が多い。その權利により國民の獲得する生活利益を見るに、國民が一箇獨自の人間として存在すること、國民が自由を保持すること、國民が國務を要求すること、及び、國民が國家の行動に參與すること、の四に大別せらる。從て、基本的人權は、これにより保護せられる生活利益を標準として、人間としての存在を主張する權利、自由を主張する權利、國務を要求する權利、及び、國家の行動に參與する權利の四に大別せられる。第一のものを**存在權**、第二のものを**自由權**、第三のものを**國務要求權**、第四のものを**參政權**という。

### 第一目 存在權

人間の生活する立場には、二種ある。一は何らかの關係で、他の者に從屬して行動する立場で

あり、他は、一の生來の人間として、獨立して行動する立場である。便宜上前者を從屬的立場といい、後者を獨立的立場という。從來、國民は、國家との關係において、専ら又は主として、從屬的立場において取扱われていた。それは國家を組成する部分として取扱われていたのである。

國家との關係以外においても、何らかの事情の下に、支配力を有する者に對して、從屬的立場に置かれることが多かつた。憲法では、國民が生來の人間として獨立して行動する、獨立的立場を尊重し、國民をして右の獨立的立場を維持せしめるよう努力することを、國家の任務とする。

そして、國民は、國家に對して右の立場を主張することを得る、ものとする。前に引用した憲法第十三條は、「國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定する、同條に、「國民が個人として尊重される。」というのは、國民が前述の獨立的の立場において、人間としての存在を認められ、國家に對して、その存在を主張し得ることを定めるのである。これを稱して國民の存在權という。

人間は、人間本來の本能として、自己の生命を愛し、自由を有し、及び、幸福を追求する、という意欲を有するものであるから、人間の存在の内容は、生命を愛し、自由を有し、幸福を追求

することである。故に、これらの意欲を有し、これを實現することを、國家に對して主張することが國民の個人としての存在を主張するの權利である。それが國民の存在權である。

右の如き人間の個人としての存在ということは、國民と國家との生活關係において考えられるが、そののみでなく、國民と他の私人との生活關係においても考えられる。國民が國家との生活關係において、人間としての存在を主張することは國民の國家に對して有する存在權である。國民は他の私人との關係においても、人間としての存在を主張し得る。併し、その私人に對して主張することは、ここにいう存在權ではない。他の私人との關係において存在を害せられないよう努力することを、國家に要求することが、國民の存在權である。

## 第二目 自由權

**第一 自由と法** 自由權は、國民の自然に有する活動の自由と憲法との關係において、成立するものであつて、これを明にするには、先づ自由というものの説明を爲さなくてはならぬ。

自由という言葉は二様の場合に用いられる。即ち、人が、その意欲するところに隨て、いろいろの不特定の行動を爲すこと、を稱して、人が行動の自由を有す、といい、又、人が或特定の行動を、その意欲するところに隨て、爲すことを稱して、その行動の自由を有す、という。説明の

便宜上、前者を一般的の自由といい、後者を個別的の自由という。法は右の兩様の自由について規律を設けるのであつて、自由権という場合にも、一般的自由権と個別的自由権とがある。

**第二 一般的自由権** 國民は、憲法の定めるところにより、國家に對して、一般的に、自由を主張することを得る。國家は、憲法の定めるところによらなくては、國民の自由を一般に制限することを得ない。かかる國家の拘束は、單に國家の側の拘束たるに止らず、國民の側においてこれを主張し得るのである。故に、國民の權利である。元來、自由は、國民が人として自然に有する力であつて、法によつて與えられるのではない。故に、自由に關する權利たる自由権は、國民がその自然に有する自由を制限せられない、という、消極的の意味を有するものである。

かかる一般的自由権のあることは、憲法が明文を以て直接に規定するのではないが、その間接の規定により知られる。前にも示した憲法第十三條は、國民が個人として尊重せられる存在權を定めるに當り、その權利の内容として、自由を示し、自由に對する國民の權利という言葉を用いる。その自由というのは一般的自由のことである。一般自由権は、公共の福祉に反しない限り一般に自由を制限せられない、という權利である。

人の一般的自由は、個々の場合に、個別的自由として發現するものであるから、或特定の行動

個別的  
行動  
精神  
支配

の自由について何等規定がないならば、一般的自由権以外に別に權利というものは存しない。

**第三 個別的自由権** 憲法は、多くの個々の行動の自由について、特に規定を設ける。それれで、憲法の規定するところによらなくては、制限せられない、という權利が成立する。それが個別的自由権である。その自由については、右の憲法の定めるところが、その自由と公共の福祉との關係を示しているのである。個別的自由権により保護せられる生活利益は、一様でないが、先づこれを大別して、活動に關するもの、支配に關するものの二種とする。(一)活動に關する自由とは、人が活動するの自由を制限せられないことであつて、この自由の權を活動に關する自由權という。活動の自由は精神的活動の自由と行動的活動の自由とあり、從て(イ)精神的活動の自由權と(ロ)行動的活動の自由權とある。(二)支配に關する自由とは、人が支配しているものに直接に關與せられないことであつて、この自由の權を支配に關する自由權という。

**一 活動に關する自由権**  
イ 精神的活動に關する自由権 一これに屬するものは次の如くである。

(一) 思想及び良心の自由權 憲法第十九條は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」と規定する。これにより、國家は國民の思想及び良心の自由を侵すことを得ず、國民

は國家に對して、思想の自由及び良心の自由を侵されないことを主張することを得る。これは國民の權利であつて、國民の思想及び良心の自由權という。

思想及び良心の自由については、その内的關係と外的關係とを分つ。

先づ、内的關係とは、思想及び良心の内容に關するもので、國家は、人の思想及び良心が如何なる内容を有するかについて、制限を爲すを得ない。又、人の思想及び良心が如何なる精神過程により成立するかについて制限を爲すを得ない。思想とは人が或ことを思うことであつて、必ずしも主張要求に限るのではない、美感、理論をも含む。良心とは人が、是非辯別を爲す本性により、特定の事實について、右の判断を爲すことである。思想及び良心は人の内心の作用であるから、國家でも、その作用そのものを直接に左右することは不可能であつて、法の規定する範圍の外にある。憲法は、國家が、何等か外的の手段を以て、國民が自由に右の内心の作用を爲すことを、妨げる虞のある行動を爲すことを禁ずるのである。例えば、或思想を有する者、又は或是非辯別の心を有する者に對して、その思想又は良心を有するの故を以て、國家が、これを拘束し、迫害し、處罰し、一般に生活上の利益と認められるものを與えずとし、一般に生活上の不利益と認められるものを與う、とするが如きことは、これを爲すことを得ない。

次に、外的關係とは思想及び良心の發表に關するものである。國家は、人が、その思想及び良心として有するものを發表することについて、制限を爲すを得ない。これは、人が純粹に、思想及び良心を示すことそのことを目的として發表することについていう。これにより他の目的を遂げようとして、發表する場合は、それと公共の福祉との關係により、制限せられ得る。人の共同の社會生活においては、人々の純正な思想及び良心の存することがその社會生活の福祉となるのである。それには、人が純正な思想及び良心とするものを社會に示し合うことを要する。それは社會に純正な思想及び良心を成立せしめる方法であつて、即ち公共の福祉のために役立つ。右の意味での思想及び良心として存するものが發表せられることは、公共の福祉そのものである。

(二) 信教の自由權　憲法第二十條第一項は前段に、「信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。」と規定する。これにより、國家は、國民の信教の自由を侵すことを得ず、國民は、國家に對して、信教の自由を侵されないことを主張し得る。これは國民の權利であつて、これを信教の自由權という。信教の自由そのもの及びこれに關連することについて、憲法は種々の規定を設ける。

(二、イ) 信教の自由の保障　信教の自由は宗教信仰の自由、及び、宗教的行爲の自由の二

に分つ。

先づ、宗教信仰の自由とは、宗教を信仰し又は信仰せざることを、その信仰する宗教を選択することについて、任意に決定し、國家より干渉せられないことである。これらのことは人の内心の作用であるから、國家でもその作用そのものを左右することは、不可能であるから、法の規定の範圍の外である。憲法は、國家が、何等か外的の手段を以て、國民が自由に右の内心の作用を爲すことを、妨げる虞のある行動を爲すことを禁ずるのである。即ち、信仰に關係して國民に行爲又は不行爲を命じ、或は利益又は不利益を興えて、その信仰に影響を及ぼすことを禁ずる。この意味で禁ぜられる國家の行動としては、(一)一に、國家が、信仰を表白し又は表白せざることを命ずることが、考えられる。これは出来ない。例えば、國家が、國民に向て、如何なる宗教信仰をもつかを必ず届出でしめるが如きことは、許されない。かかる干渉を受けざることを指して、信仰告白の自由という。(二)二に、宗教信仰の宣傳を爲し又は爲さざることを命ずることが、考えられる。これは許されない。かかる干渉を受けざることを指して、信仰宣傳の自由という。(三)三に、宗教信仰の教育を受け又は受けざることを命ずることが、考えられる。これは許されない。かかる干渉を受けざることを指して、宗教教育の自由という。(四)四に、宗教信教の如何

により特別の利益又は不利益を興えることが、考えられる。これは許されない。例えば、宗教信仰の如何により公務に就くの資格を定め、納税その他一般國民として爲すべき義務の有無を定めるが如きことは、許されない。かかる干渉を受けざることを指して、信仰結果の自由という。

次に、宗教的行爲の自由とは、宗教的行爲を爲すことについて、國家より干渉せられざることである。宗教的行爲とは、宗教の信仰をその行爲において具體的に實現することである。宗教的行爲の自由とは、宗教的行爲を爲すことについて任意に決定し、國家より干渉せられざることである。例えば、宗教上の儀式、禮拜、祈禱を行い、宗教上の堂宇、祭壇を設けることに干渉することは、許されない。然るに、人が宗教的行爲を行うは、或は個人的にし或は多數共同してするものである。故に、宗教的行爲を爲すの自由は、單に個人的にすることの自由のみでなく、共同してすることの自由をも含む。即ち團體を作つて宗教的行爲を爲すの自由をも含むのである。

右は、國民が、眞に宗教信仰及び宗教的行爲そのものとして、活動を爲すことを前提としていふ。宗教と稱して、實は宗教に非ざる活動を爲す場合には、國家はこれを制限し得る。ただ眞の宗教活動と宗教悪用活動との區別を爲すことは、事實認定の問題である。又、國家が、一般の行政上の見地より國民の或行爲に關して規定している場合に、その行爲が宗教生活においても爲



されるものであるときは、國家は、その生活を宗教的行爲として見るのでなく、一般の行政の對象たる行爲として見て、定められた制限を爲すことは、許される。例えば、統計調査のために國民の宗教關係を届出でしめ、衛生治安の見地より、宗教上の集會として行われる集會、宗教上の殿堂の建築に制限を爲すことは出来る。

以上は、信教の自由及び信教の自由権ということより、性質上生ずる結果であつて、憲法はこの意味で、「信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。」という。この條規の外、憲法は、特に規定するものがある。これには、信教の自由の中に當然含まれるものもあるが、その外のものもある。次にこれを示す。

(二、ロ) 宗教的行爲への參加の強制の禁止 憲法第二十條第二項は、「何人も、宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に參加することを強制されない。」と規定する。これは、前述宗教的行爲の自由に屬するものであるけれども、憲法は特にこれを明示する。

(二、ハ) 宗教團體の特權的地位の禁止 憲法第二十條第一項は後段に、「いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。」と規定する。これにより、國家は、いかなる宗教團體にも特權を授けることを得ないし、又、政治上の權力を行使せしめる

ことを得ないのである。

(二、ニ) 國の宗教的活動の禁止 憲法第二十條第三項は、「國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定する。(二、ハ)までに説明したのは、國家が國民の宗教信仰及び宗教的行爲に干渉し得ないこと、であつた。憲法は、更に、第二十條第三項において、國家自身が宗教教育その他の宗教的行爲を爲すことを得ぬ、と定める。かかる國家の活動は、結局國民の宗教的行爲を抑壓し又は強制するの結果をもたらす、という虞があるからである。

(三) 學問の自由権 憲法第二十三條は、「學問の自由は、これを保障する。」と規定する。これにより、國家は、國民の學問の自由を侵すことを得ず、國民は、國家に對して、學問の自由を侵されないことを主張し得る。これは國民の權利であつて、これを學問の自由権という。學問とは、人が眞理を探求する意識作用である。何が眞理であるかについて思索し、或ものを以て眞理であるとする、ことである。學問の自由には、(一)先づ、右の眞理探求の意識作用そのものの自由がある。人が眞理を發見しようとして思索すること、或ものを眞理であるとすることは、人の内心の作用であるから、國家でも、その内的作用そのものに、直接に干渉することは、不可能

であつて、法の範圍の外にある。これに影響を及ぼす虞のある外的手段を行うことは、憲法により許されないのである。これを學問の自由における研究の自由という。(五)次に、右の眞理探求の結果として、眞理への思索及び眞理とするものを發表することに對しても、干渉し得ない。これを研究の發表の自由という。教授の自由も發表の自由に屬する。

學問の研究の發表は、それが眞の學問の研究であるものの發表である限り、これを制限せらるべきでない。公共の福祉ということをも理由としても、制限せられない。何故かというに、學問が自由に爲されることそのことが、公共の福祉である、と考えられるからである。ただ、學問即ち眞理探求そのことを目的としてするのでなくて、他の目的のために發表することは、別に公共の福祉との關係において、制限せられることが考えられる。研究の發表であつても、眞理の探求そのことのためのもの即ち學問であるかどうかを知るは、時に困難なことがある。學問的研究を爲すことを使命とする人や施設により爲される研究は、眞理探求のためにするものである、と一應推定せられなくてはならぬ。

學問の自由は、國民一般に保障せられるのであつて、單に學問を業務とするいわゆる學者のみに保障せられるのではない。従て、ひとり大學などの方面に限つて存することではない。

ロ 行動的活動に關する自由權　ここに行動的活動とは、人が、その意識作用によりて外部的態度を現出せしめることをいう。憲法は、特定の行動的活動について、國民の自由權を定める。次の如くである。

(一) 居住、移轉、職業選擇、外國移住及び國籍離脱の自由權　憲法第二十二條は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選擇の自由を有する。何人も、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。」と規定する。これにより、國家は、國民の居住、移轉、職業選擇、外國移住及び國籍離脱の自由を侵すことを得ず、國民は、國家に對して、居住、移轉、職業選擇、外國移住及び國籍離脱の自由を主張することを得る。これは國民の權利であつて、居住、移轉、職業選擇、外國移住及び國籍離脱の自由權という。これは二つに分つことを要する。

(一、イ) 公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選擇を爲すの自由權　國民は、公共の福祉に反しない限り、自由に、居住し、移轉し、職業選擇を爲すという權利を有する。公共の福祉に反しない限り、というのは、居住、移轉、職業として爲される活動そのものが公共の福祉に反しない方法で行われることである。例えば、形状、色彩が人の風俗感を傷けるが如き家

屋を建てて居住すること、人をして賭博を爲さしめることを職業とすることなどは、右の自由に屬しない。そうでない限り、居住移轉、職業選擇は、國民において、自由にこれを爲す権利を有する。一の基本的人權である。然るに、前に述べた如く、國家は、一般に基本的人權については、それが公共の福祉に反するときは、これを制限し得るのであつて、このことは、右の居住、移轉、職業選擇の自由權についても同じである。然るに、憲法は、本條で特に規定して、公共の福祉に反しない限り、右の自由を有すると定める。一見、本條は、前述基本的人權一般に關する原則を、居住、移轉、職業の自由についてくり返すものの如く見える。併し、決してそうでない。本條は、居住、移轉、職業の活動として行われる状態が公共の福祉に反してはならない、ことをいい、その活動が自由であることをいう。そういう活動そのものの状態が公共の福祉に反しないことをいう。その自由の権利を行使する場合の態度をいうのではない。故に、公共の福祉に反しない状態で存する右の權利でも、更に、他の點より、その行使が公共の福祉に反するということが考えられ、その範圍において、これを制限し得る。勿論法律で定めるのである。例えば、人の生命に危険を及ぼす事故の生ずる虞のある場所に住居を構えることを禁じ、統制物資を業として賣買することを禁ずるが如きである。これは、本條が、公共の福祉に反しない限り、というの

とは全く別のことである。

(一、ロ) 外國に移住し、又は國籍を離脱するの自由權 國民は、自由に、外國に移住し、又は國籍を離脱することを得る。自由に外國に移住し得るとは、わが日本國に對する關係においての自由であつて、日本國より制限せられないことをいう。外國との關係において、外國がこれを認めるや否やは別のことである。又、自由に國籍を離脱するとは、國民の意思でわが日本國の國籍を棄てることをいう。或外國の國籍を取得すると否とは關係ない。それは、わが國籍を離脱する國民とその外國との關係であつて、その外國の法により定まるのである。

(二) 集會、結社、及び言論、出版その他一切の表現の自由權 憲法第二十一條第一項は、「集會結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定する。これにより、國民は、自由に集會、結社を爲し、又、自由に言論、出版その他一切の表現を爲すことを得る。國家はこれを制限することを得ない。國民の權利である。これを稱して集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由權という。

集會とは、多數人が、特定の共同目的を達するがために、一定の場所において會合することをいう。結社とは、多數人が、特定の共同目的を達するがために、任意に、繼續的に、結合するこ

とをいう。集會、結社は如何なる目的のために爲されるものなるかを問われない。思想を發表するためであることを問われない。

言論とは、人が言語を以て自己の思想を表現することをいう。出版とは、人が文書、圖書を印刷して自己の思想を表現することをいう。言論、出版は精神の一部として内的に存在するものを、外的に存在するものとする事、即ち表現の形式である。その他一切の表現とは言論、出版以外の一切の形式を以てする表現のことである。國民は、一切の形式によりてその思想を表現することを得る。但し、ここに思想を表現するというのには自分の思想を發表することである。他人の思想を表現することはこれに屬しない。例えば、出版業者が他人の著作物を出版することは、ここにいう出版の自由とは別のことである。それは、例えば營業に關する問題となる。

以上集會、結社において行われる行動は、その種類に制限がないから、言論に限らないが、併し、通常言論であるから、通常集會、結社の自由に伴うて、言論の自由も存する。

右の思想表現の自由は、當然次のことを伴うが、憲法は明文を以てこれを示す。

一は檢閲の禁止である。憲法第二十一條第二項は前段に、「檢閲は、これをしてはならない。」と規定する。これにより、言論、出版その他如何なる形式による思想の表現であつても、これを

檢閲することは許されない。

二は通信の秘密を侵すことの禁止である。憲法第二十一條第二項は後段に、「通信の秘密はこれを侵してはならない。」と規定する。通信とは特定の人が、特定の人に、自己の直接の動作そのもの以外の手段により、思想を傳達することをいう。封書、葉書等の文書に限らず、電信、電話によるも通信である。國家が通信の秘密を侵すとは、國家が通信のあることを探り、又はこれを人に告げること、又、通信の内容を見又はこれを人に告げることという。通信の傳達を職務とする通信行政機關の行爲であることを通例とするが、決してこれに限らない。他の行政機關殊に警察機關においても、かかる行爲はあり得る。通信傳達の行政機關がその職務の執行上右の行爲を爲すこと、例えば通信人及びその送付先を知ることが、勿論通信の秘密を侵すことではない。併し、これを人に告げることが出来ない。

## 二 支配に關する自由權

一 身體の自由權 國民は、憲法の定めるところによらないでは、その身體そのものに壓力を加えられない。次の如くである。

### (一) 逮捕に對する自由權

第二節 國民の地位

憲法第三十三條は、「何人も、現行犯として逮捕される場合を

除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令狀によらなければ、逮捕されない。」と規定する。逮捕とは人の意思如何を問わず、その身體に實力を加えて、任意に活動すること能わざらしめる、ことである。國家が國民を逮捕し得るは次の場合である。

(一)一に、現行犯のある場合がある。この場合には、逮捕を行う権限を有する機關は、その場で直にこれを逮捕することを得る。如何なる機關が右の権限を有するかは、別に法律がこれを定める。(二)二に、現行犯以外の場合には、法定の令狀によつてのみ逮捕することを得る。その令狀は、司法官憲が発して、且つ逮捕の理由となつてゐる犯罪を明示する令狀である。司法官憲とは裁判官の義である。檢察官を含まない。かかる條件によらなくては逮捕されないことを、逮捕に對する自由權という。

(二)一 抑留又は拘禁に對する自由權 憲法第三十四條は、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する權利を與へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」と規定する。抑留又は拘禁とある兩者の區別は示されていないが、次の如く考えられる。抑留とは人の意思如何を問わず、これに實力を加えて

或場所に一時留置することであり、拘禁とは、人の意思如何を問わず、これに實力を加えて、特に定められた場所に、繼續して留置することである。抑留又は拘禁を爲すには、次のことを要する。(一)抑留及び拘禁の兩者に共通のものとしては、(イ)直に本人にその理由を告げること、(ロ)直に辯護人に依頼する權利を與へることである。その理由を告げることとは、憲法の要求するところであつて、理由の如何を問うのではない。(二)拘禁については、前述要件以外、(イ)その理由が正當のものであること、(ロ)要求があれば、その理由は、直に本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されることを要する。拘禁については、正當の理由のあることを要する、と特にいうので、理由が正當でないときは、憲法に違反することとなる。

以上は憲法上の要件である。實際事務としてこれを行うには、これを行うの機關、手續等詳細の定めがなくてはならぬ。それは法律で別に定めるのである。

ロ 住居、書類及び所持品の自由權 憲法第三十五條は、「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。」と規定する。住居とは、人の住む所と定めて、特別の設備を施した場所をいう。そこ

に生活の本據があるか否かは問題でない。故に、民法の住所と同一でない。又自己の住宅たるを要しない。例えば、旅館の客室も住居である。又、家屋たるを要しない。例えば船舶の旅客室、屋外において或設備を設けて住む場所としたものも、住居である。住居の侵入とは、その住居の管理者の許諾なくして、これに入ることである。これに入るの目的の如何はこれを問わない。搜索及び押収は、住居において書類及び所持品を搜索及び押収することであつて、住居の侵入とは別個のことである。又、搜索と押収とは別個のことである。

國家が、國民の住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を爲し得るは次の場合である。(一)憲法第三十三條の場合がある。同條は國民を逮捕することの出来る場合を定めるが、これにより逮捕する場合には、そのため必要な限度において、住居に侵入し、搜索し、押収することを得る。(二)右の場合以外の場合においては、権限を有する司法官憲が憲法の定めるところにより發する令狀がなくてはならぬ。即ち、この令狀は、(イ)正當な理由に基いて發せられたものでなくてはならぬ。又(ロ)その令狀において、搜索する場所及び押収する物が明示せられなくてはならぬ。(ハ)その令狀は、搜索の令狀と押収の令狀と、各別に發せられなくてはならぬ。(憲法三五條二項)。以上の場合以外には、國民は住居に侵入せられ、書類、所持品を搜索押収せられ

ることはない。これが住居、書類及び所持品の自由權である。

以上は憲法上の要件である。實際事務としてこれを行うには、尙詳細の定めがなくてはならぬ。それは法律を以て別に定めるのである。

ハ 財産の自由權 憲法第二十九條は、財産權に關して、次の三つのことを規定する。

一は、財産權を侵してはならぬことである。憲法第二十九條第一項に、「財産權は、これを侵してはならない。」と規定する。ここに財産權というは、國家以外の者の私法上の財産權である。本條第三項に私有財産に對する制限のことを定めるが、それは第一項に、財産權は侵されない、  
というのと關連するのであつて、第一項の財産權も第三項の私有財産も、同じ性質のものである。然るに、私有財産というときは、國家以外の者の私法上の財産をいうの例であるから、第一項の財産も私法上の財産と解すべきである。國家は財産權を侵すことを得ず、國民は、國家に對して財産權を侵されない權利を有する。これを財産の自由權という。財産權を侵すとは、權利者の意思如何を問わないで、その有する財産權の存在又はその行使に關與すること、換言せば、權利者をして、その財産權を喪失せしめ、又は、任意にこれを行使して事實上の行爲を爲すを得ざらしめること、である。國家はかかることを爲すことを得ない。

二は、財産権の内容が、公共の福祉に適合するように、法律で定められなくてはならぬ、ことである。憲法第二十九條第二項に、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」と規定する。財産権の内容は、権利者が、その財産権の主體として、一定の権能を有することであるが、法律が或財産権を定めるに當ては、人がその財産権の内容たる権能を有することが公共の福祉に適合するように、定めなくてはならぬのである。

然るに、前に述べた如く、財産権をふくめて、凡そ基本的人權の権利者は、公共の福祉のためにこれを利用するを要し、國家は、公共の福祉に反しない限りにおいて尊重しなくてはならぬのであるが、このことは、財産権の内容そのものの状態についていうのではない。権利者がその權利を使用する場合の態度、又は、國家がその權利に關して行動する場合の態度について、それと公共の福祉との關係についていふのである。故に、公共の福祉に適合する内容をもつものとして定められた權利についても、更に、他の點より、公共の福祉との關係を考へることは出来る。例えば、國家は、一般に所有權の内容として、人が物を支配する權能を有することは、公共の福祉に適合するものであるとして、所有權という財産権を設けるのであるが、併し、國家は、家屋の所有權者が、一定の要件の下に、他人を住居せしめるべきものと定め得るのである。即ち、右に

述べた、憲法が、財産権の内容が、公共の福祉に適合するように、定められる、ということの規定するのは、憲法が前に述べた基本的人權が、公共の福祉のために利用せられるということの規定するのと、同じことを二重に示すものではない。

三は、國家は、私有財産について、それが公共のために、正當な補償を爲して、用いられることを、定め得ることである。憲法第二十九條は、第三項に、「私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定する。前述の如く、國家は財産権を侵してはならぬのであるが、併し、或財産が公共のために役立つ状態にあるときは、國家は、その財産を公共のために用いられるもの、とすることを得る。これが前示第三項の趣旨である。本條に、公共のために用いる、というのは、國家が、その財産を、公共のために用いるものとする、ことである。法律でこれを定めること勿論である。財産を公共のために用いるとは、その財産を公共の利益に役立つ仕事に用いることである。その仕事は國家自身を主體とするものに限らず、國家以外の者を主體とするものでもよい。仕事の主體が問題ではなく、仕事の社會的意味が問題なのである。例えば、國家が私人の財産たる土地を、國立、公立の學校の敷地として用いることは勿論、これを私人の經營する交通事業の軌道として用いることも、ここにいう公共のために用いること

である。ただ右の如く用いられることを定めるのは、國家がするのである。

私有財産を公共のために用いる場合には、正當な補償が爲されることを要する。即ち、國家は私有財産が公共のために用いられることを定める場合には、これに對して正當な補償の爲されることを定めなくてはならぬ。憲法が、正當な補償の下に、というのはこのことである。

**第四** 自由權と憲法外の自由及び私人相互間の關係 以上述べた憲法に定める自由權に關連して、次の二つのことを注意しなくてはならぬ。

**一** 憲法に明示せられていない自由 國民は、憲法に明示せられている活動以外に、種々の活動を爲す。これらの活動の自由も一般的自由の發現であり、國民は、一般的自由權により、かかる個々の活動の自由も公共の福祉との關係により法律によらなくては制限せられない。それは、一般的自由權の作用である。併し、前示個別的自由權に關する憲法の條項においてその自由を制限する場合の條件を示すのは、その條項がその自由と公共の福祉との關係を定め、その條項の示すところの條件の存するときは、その自由を制限することが公共の福祉となるとするのである。

**二** 自由權と私人相互間の關係 自由權は國民の國家に對する關係において存する權利である。

る。私人相互間において存する權利ではない。然るに、國民が人間として有する自由は、勿論私人相互の關係においても存し、從て、國家は私人相互の關係において、自由の尊重せられることを前提とする。私人相互の關係においては甲が乙の行動の自由を制限し得るのは、國家が法律によりこれを認めるからである。例えば、親權を行う者が子の居所を指定することが認められているの類である。併し、これは憲法の自由權とは關係ない。

### 第三目 國務要求權

#### 第一 國務要求權總說

**一** 國務要求權の性質 國務要求權とは、國民が、國家に對して、國家が、國務について、自己の利益の爲に、一定の態度を取することを要求する權利である。(一)その態度が如何なるものであるかは、憲法がこれを定める。又、(二)國家が、國民の利益のためにその態度を取るとは、國家の態度そのものが直接に國民の利益のためにせられることである。結局において國家自身の目的を達成する所以であることは、いうまでもない。

**二** 國務要求權の種類 國民が國民の國務要求權により要求する國家の態度は、觀念上種々考えられるけれども、ここには、憲法の定めるものを示せばよい。それは兩面より考えられる。



(一) 一面において、國家の態度を形式より見る。國民に對して一定の作爲又は不作爲を爲すこと、國民に對して一定の施設を提供すること、國民に一定の財物を給付することの三に分ち得る。  
(二) 他面において、實質的に見る。(一)に示した態度が、如何なる事項に關して行われるか、ということである。即ち、憲法は、國家が、一定の事項に關して、一定の形式の態度を取ることを定める。併し、これを分類して概括的に示すには、その實質の面に着眼するの外ない。

憲法により、國家は一定の事項に關して、國民の利益のために一定の態度をとるべきものであるが、その事項は、次の如く大別せられる。(一) 人格の保持向上、(二) 社會的生活の享受、(三) 家族生活の合理性、(四) 國家行動に關する國民の希望、(五) 公務員の國民に對する態度、(六) 刑罰權の適正なる發動、(七) 財産的求償である。從て、國務要求權は、これを、(一) 人格の保持向上に關する權利、(二) 社會的生活の享受に關する權利、(三) 家族生活の合理性に關する權利、(四) 國家行動への希望に關する權利、(五) 公務員の態度に關する權利、(六) 刑罰權の適正なる發動に關する權利、(七) 財産的求償に關する權利の七に大別する。

三 國務要求權と私人相互の關係 國務要求權は國民の國家又は公共團體に對する關係において存する。私人相互の關係において存するのではない。ただ、國民が國家又は公共團體に對し

て要求する國務は、私人相互間の關係に關するものであることがある。この場合でも、その私人相互間において甲が乙に對して或權利を有することを、憲法は規定するのではない。甲乙間の關係を國家が如何に取扱うかを規定するのである。例えば、國務要求權の一種として、前述の家族生活の合理性に關する國務要求權というものがあり、後に説く如く、憲法第二十四條は夫婦同等のことを規定するが、それは、夫婦の一方が他の一方に對して同等を主張し得る、という相互間の關係について定めるのではない。國家が、夫婦生活については同等の原則の行われるように、努力すべきことを、定めるのである。憲法の國務要求權は決して私人相互間の態度を規定するのではなく、私人相互間の態度に關して、國家の行動を規定するのである。

## 第二 人格の保持向上に關する國務要求權

一 個人的存在を尊重せられる權利 憲法第十三條は、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定する。本條により、國民が、個人としての存在を主張する權利即ち存在權を有することは前にこれを述べた。國家は、この存在權を、公共の福祉に反しない限り最大の程度に尊重して、立法その他の國政を爲すことを要し、國民は、

國家に對して、國家が國民の存在權を最大に尊重して國政を行うことを、要求するの權利を有する。存在權の内容は、前に述べた如く、生命を保ち、自由を有し、幸福追求を爲すことであるから、國民は、國家が國民の生命、自由及び幸福追求を、最大に尊重して國政を爲すことを要求する權利を有するのである。

右の國務の上で個人的存在權が尊重せられる、という權利は、個人的存在に對する權利即ち存在權と似ているけれども、異なる。それは存在權そのものではない、存在權を尊重して國政の爲されることを要求する、という權利である。

◎二 平等の權利 憲法第十四條第一項は、「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」と規定する。この條規は二つに分つて考えなくてはならぬ。

イ 法的平等の權利 前示の條項前段に、「すべて國民は、法の下に平等であつて、」と規定する。すべて國民が法の下に平等である、とは、國家は、法を適用するに當り、すべての國民平等に取扱うべきである、ということである。即ち、國家は、法の定める事實に該當する者が如何なる國民であるかを問わないで、同等に法を適用して取扱うべきである。すべての國民が法にお

いて同等に取扱われる、ということではない。法の下に同等ということであつて、法の内の同等ということではない。兩者の區別は往々見落されるが、混同してはならぬ。國民は、法の下に同等であることを、國家に對して要求し得る。これを法的平等の權利という。

ロ 政治的、經濟的、社會的關係において差別せられない權利 前示條項後段に、「人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」と規定する。これにより、國家は、國民を、その人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別を設けて取扱うことを得ない。國民はかかる差別を設けられないことを、國家に對して、要求することを得る。これは、國家が、國民の政治的、經濟的又は社會的關係を定めるに當り、その人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、差別を設けてはならぬことをいうのである。國家が法を適用する場合のみでなく、法をつくる場合でもそうであり、又法と關係なく、行政を爲す場合にもそうである。故に、國家がすべての國民に對して同等に法を適用するという、前示法的平等とは異なる。然るに、同條規は、前段に「國民は、法の下に平等であつて」と規定して、引つづいて、後段に「人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」と規定す

るので、前段のことを、後段で、實質的に示すもののように誤解せられる虞がある。決してそう解すべきでない。右後段の事實は、國家が法を定める場合のみのことではなく、行政を爲す場合のことをも定めるといふことから、右のことが知られる。同條前段と後段とは、二つのことを定めるのである。國民は、國家が、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において差別を設けないことを、要求し得る。これを要求する權利を、政治的、經濟的、社會的の關係において、差別せられない權利という。

右の政治的、經濟的、社會的の關係において、國家が、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により差別を設けない、ということを実現するために、その差別思想の形式として用いられる貴族制度、榮典制度について次のことを定める。

その一は、貴族制度の存在の否定である。憲法第十四條第二項は、「華族その他の貴族の制度はこれを認めない。」と規定する。これにより、従前存在していた貴族制度は廢止され、又今後貴族制度を設けることを得ない。

その二は、榮典制度に關する制限である。憲法第十四條第三項は、「榮譽、勳章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴はない。榮典の授與は、現にこれを有し、又は將來これを受ける者

の一代に限り、その效力を有する。」と規定する。榮典とは國家が、特定の人に特別の榮譽を認めて、これを表章する形式をいう。憲法は榮典制度そのものを認めないのではないが、(一)榮典の授與はそれが榮譽の表章であるということの外、何等の特權をも伴うてはならぬ、とする。榮典は、現にこれを有する者もあり、又、將來これを受ける者もあるであらう。いづれもその一代限りその效力を有する。

三 拘束せられず、苦役に服せしめられない權利 憲法第十八條は、「何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」と規定する。二つに分つて考えられる。

イ 奴隸的拘束を受けさせられない權利 本條前段により、國民は、國家に對して、如何なる奴隸的拘束をも受けることのないよう、努めることを要求し得る。國家は、これを努めなくてはならぬ。その拘束は、決して使用主、使用人の關係のみについていうのではなく、一般に人の相互關係についていうのである。奴隸的拘束とは、甲が乙により絶對的に束縛せられ、且、自己の意思により、その關係より脱することを得ざる身分状態である。國家は、人の相互の關係にかかる状態の存することのないよう、努めなくてはならぬ。それは、國家と國民との關係のみでな

く、國民相互の關係においても、右の如き状態を存在せしめてはならぬのである。

ロ 犯罪以外苦役に服せしめられない權利 本條後段により、國民は、犯罪による處罰を受ける場合の外、その意に反して、苦役に服せしめられない、という權利を有する。苦役というのは、一般に勞役に當然伴う苦痛以上の苦痛を伴う勞役のことである。國民がその意に反して、かかる苦役に服せしめられるは、犯罪による處罰を受ける場合に限るべく、國家は、その場合の外かかることの存しないようにせなくてはならぬ。

四 教育を受ける權利 憲法第二十六條第一項は、「すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。」と規定する。教育は人の精神的及び身體的の向上を計るために、人に影響を與えこれを育成する作用である。この規定は次のことを定める。

その一、すべての國民は、その能力相應の教育を受けることを、國家に對して、要求することを得る。これは國民の權利である。國家は、すべての國民をしてその能力相應の教育を受けしめることを要する。これは國家の義務である。國民が國家に對して教育を受けることを要求し、國家が國民をして教育を受けしめる、というは、國家がその教育施設の主體であること、換言せば

その教育が國家の行爲であることをいうのではない。私設の教育施設による教育も本條にいう教育に含まれる。國家の施設のみでもよし、それが不足ならば、私設の施設でもよい、すべての國民をして能力相應の教育を受けしめなくてはならぬのである。國民は、その能力相應の教育を受けることの出来るようにせられる、という權利を有する。

その二、すべての國民は、その能力相應に、同様の教育を受けることを要求することを得る。これは國民の權利である。國民は自己と同様の能力を有する者が受ける教育と同様の教育を受けることの出来るようせられる、という權利を有する。

その三、すべての國民は、右の如く、ひとしく能力相應の教育を受けることを得るが、前述の教育を受けることの出来るようにせられる具體的の狀況は、法律の定めるところによる。そういう法律を制定しなければならぬ。

第三 社會的生活の享受に關する國務要求權 これに屬するものは、次の如くである。

一 勤勞上の權利

イ 勤勞の權利 憲法第二十七條第一項に、「すべて國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。」と規定する。勤勞とは勞働というと同じである。國民が勤勞の權利を有するとは、國民が、

その社會生活を爲すに必要な經濟的勤勞を爲すの機會を持つことの出来るよう國家の努力すること、國家に對して要求し得ることをいう。國家は、國民が勤勞を爲すの機會を持つことの出来るよう、努力することを、國民より要求せられるのである。例えば、國家が、職業の紹介を爲し、一定の勤勞施設を設けて、勤勞そのものを授けるが如きである。尤も、如何にして、右の勤勞の機會を與えるかは、憲法の規定するところではないから、別に法律で定めるの外ない。

右の如く、國家は、國民が勤勞の機會を持つことの出来るよう、努力しなくてはならぬが、これを爲すに當り、國家は、次のことに注意すべきである。

その一、法律で、賃金、就業時間、休息その他の勤勞條件に關する基準を定めなくてはならぬ、又、これを定めるのは法律でしなくてはならぬ。憲法第二十七條第二項は、「賃金、就業時間、休息その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。」と規定するが、これは、單に勤勞の基準を定めるのは法律でなくてはならぬ、というのではない。國家はその基準を定めなくてはならぬ。そしてこれを定めるのは法律です、というのである。右の勤勞條件はその勤勞が、何人を主體とする仕事のために爲されるものなるかを問わない。國家の仕事のためにする勤勞に限らず、私人の仕事のためにする勤勞についても、同様である。

その二、兒童を酷使してはならぬ。憲法第二十七條第三項は、「兒童は、これを酷使してはならない。」と規定する。故に、國家は、兒童が酷使せられることの生ぜざるよう、努力しなくてはならぬ。國家自身が兒童を使用して勤勞を爲さしめる場合に、これを酷使してならないのみならず、國家以外の者が兒童を使用する場合においても、兒童が酷使せられるという状態のなきように、しなくてはならぬのである。

ロ 勤勞上の團體行動の權利 憲法第二十八條は、「勤勞者の團結する權利及び團體交渉その他の團體行動をする權利は、これを保障する。」と規定する。これにより、勤勞者は、その勤勞上の利益を擁護するために團結することを國家により妨げられないことを、要求し得る。これを勤勞者の團結する權利という。又、勤勞者がこの團結する團體として交渉し、その他の團體行動を爲すことを國家により妨げられないことを要求し得る。これを勤勞者の團體交渉その他の團體行動をする權利という。

この勤勞者の團結する權利は、前に述べた、國民の一般の結社の自由權と似ていて、その一種であるかの如く誤解せられ易いが、決してそうではない。二者はその性質異なる。憲法が、勤勞者の團結して行動を爲すの自由を定めるのは、勤勞者は、個々人としては、勤勞上の利益を確保する

ことが出来ないので、團結してこれを確保せしめるのである。即ち、勤勞上の利益を確保せしめることに、特に意味をおく規定である。單に團結する、ということに意味をおくのではない。一般の結社の自由を保障するのではないのである。國家がこれを妨げないのは國家が國民の勤勞上の利益のために團結する事を妨げないのであつて、單に結社を爲すことを妨げないのではない。

二 最低生活確保の權利 憲法第二十五條第一項は、「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を營む權利を有する。」と規定し、同條第二項は、「國はすべての生活部面について、社會福祉、社會保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定する。

同條第一項の規定によれば、國民は、國家より、健康で文化的である生活の、少くとも、最低限度のものを與えられることを、國家に對して要求することを得、國家は、國民に對して、右の生活を與えなくてはならぬ。國民は權利を有し、國家は義務を有する。同條に最低限度の生活を營むというは、最低の生活そのものを爲すことではない。少くとも最低の生活は爲されることである。國民が、國家より、健康で文化的な最低生活を與えられるとは、右の生活を爲すことの出る状態に置かれることをいう。その状態に置かれるという事實の何であるかは、社會事情に徴して定まる。右の生活に必要な衣、食、住の資料そのもの、又はこれが費用を與えられることも

あろうが、これに限らない、右の生活を爲すことに關する諸施設を定めて、利用せしめることもあろう。

又、同條第二項の規定によれば、國家は、すべての生活部面について、社會福祉、社會保障、及び公衆衛生の向上と増進とに努めなくてはならぬ。國家が、すべての生活部面において、社會福祉、社會保障、公衆衛生の向上、増進に努力することは、國民に健康で文化的な生活を與えることを可能ならしめるものであるから、本條第二項による國家の努力は、國民が生活を與えられる權利をして、實際生活の上に意味あらしめることである。故に、同條第一項と第二項とは、關係をもつ。

第四 家族生活の合理性に關する國務要求權 憲法第二十四條の第一項は、「婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。」と規定し、第二項は、「配偶者の選擇、財産權、相續、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定する。

同條第一項により、國家は、婚姻の成立及び維持が夫婦生活の本質にてらして合理的に爲され

るよう、努力せなくてはならぬ。又、同條第二項により、國家は、婚姻及び家族に關する事項、例えば、配偶者の選擇、財産權、相続、住居の選定、離婚の如き事項、その他の事項に關して、別に法律を制定するを要するが、その法律は、個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して、合理的に制定せられなくてはならない。これを一言にいうと、國家は家族生活を合理的に定めなくてはならぬ。國民はこれを要求するの權利を有し、國家はこれを爲すの義務を有する。

**第五** 國家行動への希望に關する國務要求權 國民は、國家に對して、一定の方法において、國家行動への希望を爲すことを認められる。これを稱して、國家行動への希望に關する國務要求權という。次の如くである。

一 裁判を受ける權利 憲法第三十二條は、「何人も、裁判所において裁判を受ける權利を奪はれない。」と規定する。これにより、國民は、裁判所において裁判を受ける權利を有する、略して、これを裁判を受ける權利又は裁判請求權という。同條の文言中、「裁判を受ける權利を奪はれない。」とあるので、皮相的に考えると、裁判を受ける權利なるものが、同條以外に別に存して、同條は右の權利を奪われないことを定める、ものの如く見ゆるが、決してそうではない。同條は、國民は、國家により、裁判を受けることの出来ないものと、せられることはない、

というの義であつて、即ち、同條が、國民に、裁判を受ける權利を認めるのである。

裁判所において裁判を受ける權利は、次の二點を含む。(一)裁判を受ける權利である。ここに裁判とは、司法權の作用として行われる國家の行爲である。司法權の作用のことは前に述べたが民事、刑事及び行政事の何れの事件についても存する。民事について裁判を受ける權とは、國民が私法上の法律關係に關して争ある場合に、裁判により決定せられることを求め得ることである。刑事について裁判を受ける權とは、國民が、犯罪に對する制裁として處罰せられるには、裁判により決定せられる、ということをも求めることである。換言せば、裁判に依らずしては、犯罪に對する制裁として處罰を科せられないことを、求め得ることである。(二)裁判所において裁判を受ける權利である。裁判所においてとは裁判所という機關によりて、というの義である。右のことを、前に説いた、裁判を受ける權利を奪はれない、ということと結びつくと、國民は、國家により、裁判所において裁判を受けることの出来ないものと、せられることはない、ということである。故に、前に述べた如く、裁判の或段階においては、行政機關が裁判を爲すことがあつても、國民は、これがために、裁判所において裁判を受け得ないものと、せられてはならぬのである。

二 請願する権利 憲法第十六條は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正その他の事項に關し、平穩に請願する權利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と規定する。これを國民の請願する權利又は請願權という。請願については、憲法はその基礎的規定を設けるのみであるから、これを實施するには、別に法律がなくてはならぬ。請願法がある。次のことを注意すべきである。

イ 請願の概念 請願とは、國民が、國家又は公共團體の機關に、國家又は公共團體の事務に關して、その希望を陳述することをいう。請願は國民が、國家又は公共團體に向て、意思表示を爲すのであつて、國家又は公共團體の意思表示を要求するものではない。故に、彼の民事訴訟や訴願又は請願ではない。

ロ 請願の手續 請願は文書を以てするを要し、請願者の氏名、住所（住所のない場合は居所）を記載するを要する。（請願法二條）。請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出するを要し、天皇に對する請願書は内閣に提出すべきである。請願の事項を所管する官公署が明でないときは、これを内閣に提出してもよい。請願書が、誤つて、以上の官公署以外の官公署に提出せられたときは、その官公署は、請願者に正當な官公署を指示し、又は正當な官公署にその請

願書を送付すべきものである。（請願法三條、四條）。請願は平穩に爲すを要し、威迫的態度を以てすることは許されない。（憲法一六條）。

ハ 請願の事項 請願の事項については制限はない。憲法第十六條は、前示の如く、數種の事項を列記し、次で、その他の事項について請願し得ることを定める。故に列示の事項はただ例示的の意味をもつに過ぎない。

ニ 請願の處理 請願が爲されたときは、それが平穩に爲されたものであり、又、請願法に適合するものであるときは、官公署はこれを受理することを要する。さうでないものはこれを却下する。受理した請願は、これを誠實に處理することを要する。（請願法五條）。誠實に請願を處理するとは、請願に接した官公署は必ずこれを受理し、且、これを了知し、願慮することである。これが請願權に對する義務である。單にこれを受理するのみでは十分でない。それを了知し、又願慮するとは、その請願の趣旨を明に解し、その請願のあつたことを念頭に入れるの義である。併し、特別にこれについて審査することを要するのではなく、又希望せられた處置を爲すを要するのではない。

請願者は、請願をしたために、いかなる差別待遇をも受けることはない。（憲法一六條、請願法六條）



例えば、或官廳において私人の事業の許可を爲し、又は官吏を採用する場合に、その出願者中曾て何らかの請願を爲したものがあるとき、その者に、その故に許可しないとか、その者をその故に採用しないとか、というようなことを、してはならぬのである。

**第六** 公務員の態度に關する國務要求權 憲法第三十六條は、中に「公務員による拷問は、絶対にこれを禁ずる。」と規定する。憲法が公務員の態度について規定するのはこれのみである。國家は、公務員による拷問を存在せしめてはならぬ。國民はこれを主張し得る。即ち、國民は拷問せられることのない、という權利を有する。拷問は、人が他人の身體に苦痛を加えて、自己の所見を承認せしめ、他人の陳述を爲さしめることである。拷問が問題となるのは、主として刑罰權の發動に關してであるけれども、理論上敢てこれに限るのではなく、行政機關の態度についても存し得る。

**第七** 刑罰權の適正なる發動に關する國務要求權 國家が、國權を發動して、國民に刑罰を科することは、國民に大なる苦痛を與えるものであるから、憲法は、刑罰權の發動について、國家の種々の態度を規定する。これにより、國民は、國家に對して、國家の右の態度を要求することを得る。それは國民の權利である。次の如きである。

一 法律の定める手續によらなくては、刑罰を科せられない權利 憲法第三十一條は、「何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と規定する。これにより、刑罰として、生命若しくは自由を奪うことは勿論、それに限らず一般に刑罰を科するには、法律の定める手續によらねばならない。國民は、法律の定める手續によらないでは刑罰を科せられない、ということを主張するの權利を有する。法律の定める手續により刑罰を科するとは、法律の定める方法と解すべきである。即ち、(一)如何なる行為に如何なる刑罰を科するかが、法律で定められること、及び(二)或行為に或刑罰を科することを決するまでの取扱方が、法律で定められることをいう。法律で手續を定めるといふ、の手續を解して、刑事訴訟手續などというの手續と解すべきではない。この意味の手續は前示(二)であつて、憲法という手續に屬するが、これに限らず、前示(一)も憲法にいう手續である。要するに、國家は、法律で定めた刑罰でない刑罰を科してはならず、又、法律で定めた取扱方を爲さないで刑罰を科してはならない。國民はこれを主張し得る。即ち權利を有するのである。

二 拷問せられること、及び、殘虐な刑罰を科せられることのない權利 憲法第三十六條は、「公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」と規定する。國家は、公務員によ

る拷問及び殘虐な刑罰を存在せしめてはならぬ。公務員による拷問のことは前に述べたが、それが刑罰權の發動に關して特に問題となるのである。

殘虐な刑罰とは、定められた刑罰を實現する方法が殘虐と認められる、ものをいう。國家は、國民に殘虐な刑罰を科してはならぬのであり、國民はこれを主張し得る。即ち權利である。

三 公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける權利 憲法第三十七條第一項は、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける權利を有する。」と規定する。これにより、國民は、刑事事件において被告人となつた場合には、國家に對して、次のことを權利として要求し得る。

イ 公平な裁判所の裁判を受けること 換言すれば、被告人は、裁判を爲す裁判所が公平であることを要求し得る。従て、公平と認められない裁判所については、その公平を妨げるとおもわれる事實を除去することを要求し得る。例えば特定の裁判官を忌避するが如きである。

ロ 迅速な裁判を受けること 裁判が迅速に行われることを要求し得るのである。これは、現に被告となつてゐる者の權利であつて、裁判制度に關することではない。例えば、豫審制度を設けるとか設けなにかいふことではない。現に存する裁判制度の下で、被告が、自己のために

迅速に裁判の行われることを要求し得ることである。國家はかかる被告の權利を認める制度を定めなくてはならぬ。

ハ 公開裁判を受けること 國民は、裁判が公開して爲されることを要求し得る。但し、前に述べた如く、一般に裁判について、所定の手續により、公開を停止することがあるのは、別である。

以上のことは各一の權利の内容を爲すのであるが、これを總括して、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける權利という。

四 證人を審問し、又、證人を求める權利 憲法第三十七條第二項は、「刑事被告人は、すべての證人に對して審問する機會を充分に與へられ、又、公費で自己のために強制的手續により證人を求める權利を有する。」と規定する。二つに分つ。

イ 證人を審問する權利 刑事被告人は、裁判所に出頭した證人のいかなる者に對しても審問するの機會を、充分に與えられることを要求し得る。すべての證人に對して審問することを得るのであつて、單に自己の利益のために自己の申請した證人に對してのみ、審問し得るのではない。又、單に證人に審問する機會があるというのではなく、充分にその機會が與えられることを

要する。

ロ 證人を求める権利 刑事被告人は、自己の利益の爲に、特定の人を、證人として出頭せしめるよう、國家が強制的手續をとり、そして、これに要する費用を公費で支辨せられることを要求することを得る。

五 辯護士を依頼し、又は、國家によりこれを附せられる権利 憲法第三十七條第三項は、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。」と規定する。

この規定により、いかなる場合においても、刑事被告人は、資格を有する辯護士の助力を受ける状態におかれなくてはならぬ。換言すれば、辯護人が附せられてあらねばならぬ。資格を有する辯護人とは、國家により制度上辯護人となる資格を認められている者、即ち辯護士のことである。これを被告の側よりいふと、被告人は自ら辯護士を選定して依頼することを得るが、被告人が自らこれを依頼することができないときは、國がこれを附して、被告のために辯護にあたらしめる。即ち、凡そ刑事裁判においては、辯護士が附せられずしては、裁判の行われることはないのである。

六 自己に不利益な供述を強要せられない権利 憲法第三十八條第一項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」と規定する。これにより、國民は、國家により、自己に不利益な供述を強要せられない、これをもとめられても拒否する、という権利を有する。これは刑事事件において訊問を受ける者一般に関する規定であるが、併し、實際上は主として刑事被告人について適用せられるものである。強要せられて自白を爲すことをしない、という権利である。

七 自白の證據力を否認する権利 刑事被告人は、一定の場合に、自白の證據力を否認するの権利がある。次の如くである。

イ 憲法第三十八條第二項の中には、「強制、拷問若しくは脅迫による自白は、これを證據とすることができない。」と規定する。これにより、被告人は、右のような自白の證據力を否認するの、権利を有する。

ロ 憲法第三十八條第二項の中には、「不當に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを證據とすることが出来ない。」と規定する。不當に長くというのは、抑留又は拘禁が、これを必要ならしめる事實にてらして、客觀的に相當と認むべき期間以上に及ぶことをいう。かかる自白は、これを證據とすることが出来ない。被告人はかかる自白の證據力を否認する権利を有する。

ハ 憲法第三十八條第三項は、「何人も、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」と規定する。これにより、如何なる自白でも、その自白のみが本人に不利益な唯一の證據であるときは、これを有罪とすることを得ないし、又は刑罰を科することを得ない。被告人はこれを主張する権利を有する。

八 刑事上遡及問責せられない権利 憲法第三十九條は、前段において、「何人も、實行の時に適法であつた行爲又は既に無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれない。」と規定する。或行爲が、その實行の時適法のものであつたとき、又は、既に無罪とされたものであるときは、後日、その行爲について刑事上の責任を問われることはない。國民はこれを主張し得る。即ち權利を有する。故に國家が新に法律を制定して、新に或種類の行爲を犯罪として刑罰を科することを規定するとき、前に犯罪とせられなかつたその種類の行爲は所罰せられない。これは刑罰不遡及の原則である。尤も、かかる刑罰不遡及の原則そのものは、法理上當然であつて、法の明文により生ずるのではない。同時に、憲法以外に法律の明文を以て規定してもよい。併し、憲法がこれを規定するにより、法律を以てしても、右の刑事上の問責不遡及の原則に反することを定めるを得ない、という結果を生ずるのである。

九 再問責せられない権利 憲法第三十九條は、後段において、「又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。」と規定する。一の犯罪について裁判の判決があつて確定したときは、その行爲について、重ねて刑事上の責任を問うことを得ない。國民はこれを主張し得る。

第八 財産的求償に關する國務要求權 憲法は、國民が、國家又は公共團體の行動に因り、財産を毀損せられたとき、求償の手段を有するものとする。次の如きものがある。

一 公務員の不法行爲による損害についての求償權 憲法第十七條は「何人も、公務員の不法行爲により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團體に、その賠償を求めることができる。」と規定する。これにより、國民は、公務員の不法行爲による損害について、求償權を有する。これについて次のことを注意すべきである。

イ 國民の求償權の性質 國民は、公務員の不法行爲により損害を受けたときは、國家又は公共團體にその賠償を求めることが出来る、というのは、その場合、國民は、國家又は公共團體に、賠償を求めるといふ抽象的の權利を有することをいう。これだけではその權利の具體的内容はわからない。これを求めるためには、種々の事項、例えば損害の種類、加害者の狀況等が具體

的に明にせられなくてはならぬ。従て、これらの事項に關して、憲法以外別に定められなくてはならぬ。憲法は、これを法律により定めることとする。現行法としては國家賠償法がある。被害者たる國民が國家賠償法により賠償を求めるのも勿論權利である。これは國家賠償法による、具體的の求償權である。ここに説くのは、憲法による、抽象的の求償權である。後者は憲法上の權利である。前者は憲法上の權利ではなく、國家賠償法上の權利である。同法は憲法に基て制定せられたものであるが、同法の定める權利は憲法上の權利ではない。現實に損害を受けたときは、國家賠償法の規定により請求するのである。

ロ 求償の要件たる不法行爲 國民が右の求償權を有するは、公務員の不法行爲により損害を受けた場合である。不法行爲といふは不法な行爲といふことである。違法な行爲のことである。憲法以外の法においては、不法行爲という言葉で一定の概念を示し、單に不法な行爲といふのではなく、不法であるの外、その法の定める他の一定の性質を有する行爲とすることがある。例えば民法に不法行爲といふが如きである。(民法第三編第五章七〇九條以下)。併し、憲法第十七條の不法行爲とは、ただ不法の行爲といふことである。併し、求償の要件として、行爲が不法であるといふことの外、他の性質を定めることは、勿論差支ない。ただ、現行の憲法はこれをしていな

い。憲法により別に法律がするのであつて、現に國家賠償法では、求償の要件として、公務員がその職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えた、ということをもめる。(國家賠償法一條)

公務員の不法行爲が、國家の行動を表現するものとして如何なる法律關係において爲されたかは、憲法の問うところでない。國家の公法上の行動として爲された場合と、その私法上の行動として爲された場合とを分たず、國民は、憲法により賠償を求め得るのであり、國家は、賠償を爲すことを、法律で定めなくてはならぬ。その私法上の行動として爲された場合については、以前より、民法があり、公法上の行動として爲された場合については、近時制定せられた、前示國家賠償法がある。

ハ 求償權の公權たる性質 前示の損害求償權は、憲法上の權利としては、國民の公權である。それについては、公務員の行爲が國家又は公共團體の公法上の行動として爲されたと、その私法上の行動として爲されたとを問わない。公務員が國家又は公共團體の私法上の行動として爲した不法行爲による損害について、被害者たる國民が、民法その他の私法の定めるところにより、賠償を求める場合には、その私法による求償權は私權であるが、その場合に、國民が、憲

法により賠償を求め得る、というのは、公法上の権利である。求償権については、憲法の定める権利と、憲法に基て存する私法の定める権利とを混同してはならぬ。

＝ 賠償義務者 憲法によれば、被害者は國家、又は公共團體に、賠償を求め得ることを定める。即ち、國家又は公共團體は賠償義務者となる。これは、公務員その人が本來責任者であるがこれに代て國家又は公共團體が賠償するというのではない。國家又は公共團體が本來責任者とせられるのである。併し、憲法は、公務員その人が賠償を爲すことを否定するものではない。故に憲法に基て制定せられる法律において、右の場合に、公務員その人も賠償の義務を負うの方法を定めることは、憲法に違反するものではない。

二 私有財産の公共用に對する補償 憲法第二十九條第三項は、「私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」と規定する。國家が私有財産を公共のために用いることについては、前にこれを述べた。その場合には、國家は、自己の財産を公共のために用いられた國民に、正當な補償を爲すを要し、その國民は正當な補償を受けることを得る。國家は、國民が、正當な補償を受けることのできるように、しなくてはならぬ。その實體上及び手續上の規定は別に法律を以て定めなくてはならない。故に、この補償についても、前に述べた損

害賠償と同じく、憲法は、抽象的の權利を定めるのであつて、具體的の權利は別の法律により定まる。例えば、土地の公共用について現には土地收用法がある。

ここに、(一)補償とは、その財産を公共のために用いられることにより、その者が損失したものに代るものとして、金錢を以て救済する、という意味のものである。それが、毀損せられたものに對して金錢を以て救済するの點では、損害賠償と少しも異ならぬ。一般にいえば、毀損せられたものについて、單にその毀損せられた状態そのものを見て損害といい、これを毀損を受けた側と關係せしめ見て損失という。損害も損失も事實自體としては同じことである。従て、損害の賠償も損失の補償も、金錢を以て救済する、という事實そのものにかわりはない。ただ、毀損せられたものをつぐなうだけの意味で、損害賠償といい、毀損せられたものに代るものという意味で損失補償というに過ぎない。その毀損を生じた行爲が不法のものであるか、適法のものであるか、というようなことは、損害賠償と損失補償との差異の本質のものではない。又、(二)その補償は正當なものでなくてはならぬ。正當とは、私有財産を公共のために用いられたことにより、その財産の主體の財産に減損するところなからしめるに足る額を有することである。金錢的に見てこれに代るものである。補償の額が減損せられた財産そのものに對して正當なことをいう。そ

の財産以外の事情例えば國家の政策との關係をいうのではない。

三 刑事作用に對する補償 憲法第四十條は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。」と規定する。國民が、刑事事件に關して抑留又は拘禁せられたが、後に無罪の判決を受けたときは、國家に對し、國家の行爲によりて生じた損失の補償を受けることを得る。國民はその權利を有する。これは、憲法上の、抽象的の權利である。具體的の權利は別の法律によりて生ずる。現に刑事補償法がある。

#### 第四目 參政權

第一 參政權の性質 參政權とは、國民が、國民として、國家の統治行動の成立に參加するの權利をいう。一般にいえば、國民が國家の統治行動の成立に參加するは、二様の方法による。(一)或は、國家の統治意思が決定せられるとき、國民が國民として、その意思を表示し、その意思に基て國家の統治意思の成立を來すことがある。この立場においては、國民は國家の機關たる公務員ではなく、又公務員と何等の關係もない。(二)或は、國民が國家の機關たる公務員となり公務員として國家の統治意思の成立に參加することがある。この立場においては、國民は國民として統治意思の成立に參加するのではない。從て、この立場においては、國民は參政權を有するのではなく、國家の機關たる公務員としての職責を有するのである。ここに國民の參政權というものとは關係ない。

然るに、國民が、國民として、國家の統治意思の成立に參加する方法に二種ある。一は、國民が、直接に、國家の個々の統治意思の成立に參加することであり、二は、國民が國家の機關の設定に參加することである。國家の機關は直接に國家の統治意思の成立に參加するのであるから、國民が國家機關の設定に參加することは、間接に國家の統治意思の成立に參加することである。前者を國民の直接の參政といい、後者を國民の間接の參政という。故に、國民の參政權に直接參政權及び間接參政權の二を分つ。左記の如きものである。

#### 第二 直接參政權 次の如きものがある。

一 日本國憲法の改正承認の投票の權利 前に述べた如く、日本國憲法の改正は、國會が提案して國民の承認を得るを要し、この承認は國民の投票によりて爲される。これは憲法第九十六條第二項の規定するところである。これは、國民が、國民として、直接に、憲法改正という國家の意思の成立に參加するのである。

二 一の地方公共團體のみに適用せられる特別法の制定に對する、同意の權利 憲法第九十五條は、「一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半數の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。」と規定する。これにより、一の地方公共團體の住民たる國民は、特にその地方公共團體のみに適用せられる法律の制定という、國家の意思の成立に参加するのである。それはその國民の權利である。

第三 間接參政權 これは、國民が、國家の機關の存在に關與する權利である。憲法によれば公務員の選定及び罷免の權利がある。憲法第十五條第一項は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。」と規定する。これにより、國民は、公務員を選定し、又公務員を罷免するの權利を固有する。左に説明する。但し公務員には國家の公務員と地方公共團體の公務員とあるが、ここには國家の公務員のことのみを説明する。

一 公務員の性質 公務員とは、國家又は公共團體に對して、國家又は公共團體の利益を考慮し、その事務のために勞務を提供するという身分關係を有する者をいう。但し、特別の法律において、この性質を有する者でも、その法律の適用について、その法にいわゆる公務員としない

ものあることは、別のことである。例えば、昭和二十二年十月二十一日制定當時の國家公務員法第一條に「この法律で國家公務員には、國會議員を含まない」と明言していた如きである。

公務員は全體の奉仕者である。憲法第十五條第二項は、「すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と規定する。全體とは、國家又は公共團體で共同生活を爲す人全部のことであり、一部とはその人の一部のことである。全體の奉仕者とは全體の意思を考え全體の幸福を計りて、行動する者であり、一部の奉仕者とは、右の一部の者の意思を考え一部の幸福を計りて、行動する者である。公務員は、國家又は公共團體の組織關係においては、國家又は公共團體の行動たる事務のために、勞務を提供するのであり、又、國家又は公共團體の利益のためこれを提供するのであるが、併し、實態關係においては、國家又は公共團體を組成する人々の幸福のために、その人々に勞務を提供するのである。それらの人々の全體の幸福のために、その人々に勞務を提供するというのが、公務員の性質である。故に、公務員の活動は、それ自身において、公共の福祉のために爲される。即ち、官吏は單に政府、公私の勢力者などという一部に奉仕するのではなく、全部に奉仕するものである。或政黨所屬の國會議員、國務大臣などが、その政黨主張の政策を實現しようとすることは、決して一部の奉仕者たることではない。何故かとい



うに、その政黨の政策の主張は、政黨員たる一部の奉仕者として爲されるのではなく、全部の奉仕者として爲されると、考ふべきであるからである。

二 公務員の選任及び罷免の作用の根據たる國民固有の權利 憲法第十五條は、第一項に、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である」と規定する。同條に公務員を選定し、及びこれを罷免すること、という文言と、國民固有の權利、という文言とは、誤て解釋せられる虞があるから、特に説明しよう。

公務員の選定及び罷免は、個々の場合に個々の公務員について行われ、その行われる手續は公務員の種類により一様でない。或は特定の機關が選定又は罷免のために特別の行爲を行うこともあり、或は法定の事實の存するとき、法上當然に、公務員が選定せられ又は罷免せられることもある。そのいずれの場合たるを問はず、これを爲す作用の根據は國民の力にある。凡そ公務員を選定し又は罷免する、という力は、本來國民に存するものである。憲法第十五條に、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは」とあるは、「公務員を選定すること」及び「公務員を罷免すること」の二つのことを合せ示すのであるが、一般に公務員を選定するという作用、一般に公務員を罷免するという作用は、本來國民に具わつてゐる力として法が認める權利である。法文はこれ

國民の固有の權利である、という。これが、憲法第十五條の意味である。故に、個々の場合には、個々の公務員を選定し、罷免する手續として、如何なる者が如何なる行爲を爲し、又は如何なる事實が存するとき、その公務員の選定又は罷免があるとしても、それは、國民に本來具わつてゐる公務員選定及び罷免の權利を根據として存するのである。即ち、憲法第十五條は、公務員の選定及び罷免の爲される作用の根據が、國民の本來の權利にある、ことをいふのである。國民が、個々の場合に個々の公務員の選定及び罷免を爲す、というようなことをいふのではない。現に憲法その他の法の定めるところによるも、國民が個々の公務員の選定又は罷免を爲すことは、極めて限られた公務員についてこれを見るのであつて、多くの公務員については、特定の機關がこれを爲すのである。

公務員の選定及び罷免の根據たる國民固有の權利は、國民のすべてのものに存する力として、憲法が定める。すべての國民ではあるが、併し、個々の人としての國民である。一體としての國民ではない。故に、國民が主權を有するといふ場合の國民というのと同義ではない。従て、國民による公務員の選定及び罷免ということが國民の固有の權利である、というのが、國民が主權を有する、ということの現れた、というようなことではない。そういう意味で、國民主權の現れと

いうならば、それは、獨り公務員の選定罷免のみに限らない、憲法に規定するすべての國務行動がそうである。しかも、憲法は、そういう意味で各國務行爲のことを定めるのではない。公務員の選定、罷免のみについて、特に國民主權と關係せしめて考える必要はない。

三 公務員の選舉 公務員の選定の方法の一として選舉がある。憲法第十五條は、公務員の選定一般について、前述の如く定めて、更に、特に選舉について次のことを定める。

イ 成年者による普通選舉 憲法第十五條第三項は、「公務員の選舉については、成年者による普通選舉を保障する。」と規定する。故に、公務員を選舉により選定する場合には、成年者による普通選舉の方法によらねばならぬ。(一)先づ、その選舉は、成年者による選舉でなくてはならぬ。成年者とは成年以上の者を廣くいう。成年たる年齢のもののみではない。又男女を論じない。(二)次に、普通選舉でなくてはならぬ。普通選舉という言葉は、わが國の法典として憲法が始めて用いたのだが、それは、從來わが國で一般に理解されている意義で用いるものである。これによれば、一般國民が選舉を爲し得ることを根本の趣旨とする選舉である。これに對して、特定の社會部層の國民のみが選舉を爲し得るものとする選舉を制限選舉という。例えば、納税、財産、教育等において、特定の狀態にあることを選舉資格の要件とするが如きは、制限選舉であ

る。普通選舉といわれるものでも、性、年齢、及び特定の缺格原因、例えば、犯罪者であること、私法上無能力者であることのため、選舉資格を與えられないことがある。性については、男子のみに選舉資格を認め、女子にこれを認めない場合でも、普通選舉というていた。併し、(一)により、苟くも成年者である以上、女子たるの故に選舉資格を認めない、ということとはあり得ない。

ロ 普通選舉の保障 公務員の選舉については、憲法は必ず普通選舉によらねばならぬとする。故に、法律を以てするも、他の方法による選舉を以てすることを得ない。

右は一般公務員を選舉により選定することについての規定であるが、國會議員の選舉については、前に述べた如く、憲法は別に第四十四條において、法律で定めるとし、但し、人種、信條、性別、社會的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別しない、とする。この規定は、誤解せられ易い如く、普通選舉のことを定めたものではない。憲法第四十四條但し書は、それに示した事實による差別はしない、というに止まる。それ以外の事實については、この但し書以外の條項を見なくてはならぬ。それで、ここに説明した公務員の選舉が普通選舉でなくてはならぬ、という限定が國會議員の選舉についても、存するのである。憲法第四十四條但し書は年齢のことを示さないから、同條の規定のみによるとすれば、年齢による制限例えば成年者でも、一定の年齢

以上の者に限りて國會議員の選舉權を有する、と、法律が規定することは差支ない。併し、それは、憲法第十五條により許されない。然れば、憲法第四十四條の規定は決して普通選舉の規定ではない。同法第十五條により、始めて、國會議會選舉が普通選舉たるべきものとせられる。憲法第四十四條と同法第十五條との關係を見落してはならぬ。

ハ 投票の秘密 憲法第十五條第四項前段は、「すべて選舉における投票の秘密は、これを侵してはならない。」と規定する。投票の秘密とは、何人が何人に投票したか、投票者自ら任意に示す場合の外、外部に知らしめられざることをいう。故に、國家は、國家自身、何人が何人に投票したかを知るの方法を取るを得ない、又、國家以外の者が、何人が何人に投票したかを知るの方法を取ることなからしめるよう、措置しなくてはならぬ。これを秘密選舉という。

ニ 選舉人の無答責 憲法第十五條第四項後段は、「選舉人は、その選舉に關し公的にも私的にも責任を問はれない。」と規定する。

公的に責任を問われないとは、選舉人が、自己の行つた選舉に關し、國家又は公共團體との關係において、責任を問われることはない、との義で、例えば、その選舉の故に、制裁を科せられたり、その地位を奪われたり、するようなことはない。私的に責任を問われない、とは、選舉人

が、自己の行つた選舉に關し、私人との關係において、責任を問われないことをいう。例えば、選舉人が或會社員であるとすれば、その會社の重役その他會社の利益のために活動する人に投票せず又は會社の不利益となるような活動をする人に投票したとしても、その故に、會社から損害賠償を請求せられたり、又は、解雇せられることはない。又、かりに、選舉人が、會社又は重役と、甲に投票する約束をしながら、これに投票しなかつたとするも、その故に、會社から前記同様の不利益を受けさせられない。併し、このことそのことが、憲法の規定することではない。憲法は、前示のような、選舉人が責任を問われることのないよう、國家が措置しなくてはならぬとする。公的關係の責任のことについてそれは明である。國家は、法律その他の國家的行爲において、國家が右の責任を問うような態度を取つてはならぬ。私的關係においては、國家は、私的關係において右の責任を問われるような、ことの生ぜざるよう、法律その他の國家的行爲を爲さねばならぬ。かかる國家の態度を取ることを、國民は國家に對して求めることが出来る。それが權利である。憲法が「私的にも責任を問はれない」ということは、決して私的關係そのものを規定するのではなく、私的關係に關する國家の態度を規定するのである。

### 第三款 國民の義務

#### 第一項 一般的義務と憲法上の個別的義務

國民は、國家に對して、國權の適法な作用に服従するを要する。それは國家に對する國民の一般的義務である。それ故に、國家が、適法に國權を發動して、或一定の態度を國民に要求するときは、國民はその態度を爲すことを要する、それは國民の一般的義務である。これは前に述べたところである。

國民の個別的義務として、如何なるものがあるかは、これを定める法を見るべきであるが、ここには憲法の定めるものを考えればよい。それは憲法上の個別的義務である。

憲法上の個別的義務は、憲法の改正せられざる限り、これを制度的に一般に廢止するを得ない。又、國民に免除することを得ない。従て、憲法以外の國家的行爲、例えばそれが法律であつても、憲法上の個別的義務を廢止し、免除するを得ないのである。これを國民の基本的義務というてよい。尤も憲法はこの名稱を用いていない。故に、基本的人權というが法典上の用語であること異なり、基本的義務というのは法典上の用語ではない。

この國民の基本的義務は、國民の國家との關係において存する義務である。私人相互間に存する義務ではない。このことは、後に明となるが如く、見をとしてはならぬ。

#### 第二項 個別的義務の種別

國民の基本的義務に、納税に關するもの、勤勞に關するもの、及び、教育に關するものの三がある。

#### 第一目 納税に關する義務

憲法第三十條は、「國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定する。この義務を國民の納税の義務という。次のことを注意すべきである。

第一 憲法の定める納税の義務の性質 納税とは、國民が國家又は公共團體に租税を納めることをいう。租税とは、國家又は公共團體が、公費に充てるがために、權力を以て、その國權の客體より徴収する金錢をいう。國民は、憲法第三十條により、租税を納めるの義務を有する。然るに、國民が、憲法により、租税を納める義務を有する、ということについては、特に説明を要する。

國民が國家に租税を納める、というのは、國家の賦課するところに従て、一定の額の金錢を納

めることである。故に、現實に租税を納める義務は、租税として、一定の額の金錢を現實に賦課せられて始めて發生する。これを賦課するのは法律又は法律に基く行政行為である。憲法は、現實にかかる賦課をしていない。故に、憲法上の義務として、納税の義務とは、國民が、憲法により現實に租税を賦課せられて、これを納めるを要する、という義務ではない。國民が、國家より現實に租税を賦課せられたとき、これに應じて納めるを要する、という義務である。然れば、いわゆる納税の義務という場合には、現實に租税を賦課せられてこれを納める、という義務と、租税を賦課せられたときこれを納める、という義務と、二つある。前者を現實の租税納付の義務といい、後者を租税を賦課せられる義務という。憲法が納税の義務を規定するのは、國民は、如何なる社會部層の人でも、この義務を有し、國家は、如何なる國民をもこの義務より免れしめることを得ない、とするのである。後に述べる通り、現實の租税納付の義務は法律で定めるのであるが、併し法律を以てしても、或國民は、一般に租税を納めることを要しない、従て、これに一般に租税を賦課しない、と定めることは出來ないのである。故に、憲法の定める納税の義務は、國民の基本的義務である。

國家が存在を維持するには、財力供給の方途が確立してはならぬ。これを供給するの一方途として、國民自身がこれを負擔することが、根本的に必要である。それで、憲法は、國民に租税を賦課せられるときこれに應ずるを要する、という地位を與える。これが、憲法上の納税の義務である。租税を賦課せられた者が、これを賦課せられて後有する義務ではない、これを賦課せられる前に、一般に國民の有する義務である。

第二 國民は、法律の定めるところにより、租税を賦課せられる 國家よりせば、租税を賦課するには、その内容、方法、手續等を法律で定めなくてはならぬ。法律の定めるところなくして、直にこれを賦課するを得ない。この法律として、幾多の租税法が制定せられるのであるが、この租税法そのもの又はこれに基て爲される行政行為により、國民は現實に租税を納付する義務を負うのである。しかも、この義務は、前述の如く、憲法上の納税の義務ではない。個々の租税法上の納税の義務である。

#### 第二目 勤勞に関する義務

憲法第二十七條第一項は、「すべて國民は勤勞の權利を有し、義務を負ふ」と規定する。これは勤勞の權利及び勤勞の義務の兩者を定めるものであるが、勤勞の權利のことは前に説いた。ここには勤勞の義務を説く。

**第一 勤勞の義務の性質** 國民が勤勞の義務を負うとは、國民が、一般に勤勞する、という義務を國家に對して有する、ことをいう。それは、國民が國家との關係において有する義務である。故に、國家は、國民に對して、一般に勤勞に従事することを求めることを得、國民は、國家の求めに應じて、一般に、勤勞に従事することを要するのである。ここに勤勞とは、前に勤勞の權利の場合に述べた、勤勞と同じである。

國民が國家の求める勤勞に従事するというのは、國家自身の仕事のために勤勞を提供する、ということではない。それは、或は國家自身の仕事のために勤勞を提供することもあろう。或は第三者の仕事のために勤勞を提供することもあろう。國家は、國民に對して、國家自身のみでなく、第三者に勤勞を提供することを求め得るのである。憲法により、國家が、國民に勤勞を求め、ということをも、その勤勞を國家自身に提供せしめる、ということと同一視してはならぬ。第三者に勤勞を提供する場合でも、勤勞を第三者に提供する、という義務を、國家に對して負うのである。その第三者に對して負うのではない。故に、この憲法の條規は、雇主と勤勞者との關係というような、ことを定めるのではない。

然しながら、この憲法の規定は、そのまま、國民に現實に勤勞を求めているのではない。故に、この規定を實施するものとして、國家は現實に勤勞を求めるの措置を爲さなくてはならぬ。この場合の、賃金、就業時間、休息その他の勤勞條件に關する基準は、法律で定める。このことは、勤勞の權利について述べたところと同じである。

**第二 勤勞の義務と勤勞の權利** 國民は、前に述べた如く、勤勞の義務とは別に、勤勞の權利を有する。勤勞の權利を定める規定は、勤勞の義務を定める規定と共に、同一の、憲法第二十七條の條項の中に設けられ、「國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。」という。勤勞の權利とは、前に述べた如く、國民が、その社會生活を爲すに必要な經濟的勤勞を爲すの機會を持つことの出来るよう、國家が努力することを、國家に對して、要求し得ることである。勤勞の義務は、國民が、國家の求める勤勞を提供するを要することである。同じく勤勞に關する國民の地位ではあるが、併し、これに關して權利を有するもの、即ち、勤勞權利者としての國民の地位と、義務を有するもの、即ち勤勞義務者としての國民の地位とは、全く別々のものである。前者は、國民が國家の一定の態度を要求することに關し、後者は、國民が國家により一定の態度を要求せられることに關する。勤勞の權利における、國民の國家との關係は、勤勞の義務における、國民の國家との關係と、全く、異なる。即ち、勤勞の權利と勤勞の義務とは、同一のものについて、權利で

あり義務であるのではない。ただ、均しく勤勞に關するものであるから、表現の言葉として「勤勞の」というに過ぎぬ。勤勞の權利が、同時に、義務である、というような、法理上混雜した説明をしてはならぬ。

### 第三目 教育に關する義務

憲法第二十六條第二項は、「すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定する。これを普通教育を受けさせる義務という。

**第一 普通教育を受けさせる義務の性質** 凡そ國民はその保護する子女に普通教育を受けさせなくてはならぬ。普通教育とは専門教育に對するものであつて、社會生活を爲す者として必要な資質を與えることを目的とする教育である。子女を保護するとは、子女の利益のために意を用いる地位にあることである。併し、普通教育及び子女を保護する地位にある者を具體的に定めるのは、後に説くが如く、別に法律によるのである。國民が子女に普通教育を受けさせる義務は、國家に對する義務であつて、その子女に對して負う義務ではない。國民は、その保護する子女をして普通教育を受けさせる、という義務を國家に對して負うのである。

普通教育を受けさせる、ということとは、その教育の施設の主體如何を問わない。それが國家の施設たると、公共團體の施設たると、又、私人の施設たるとを問うのではない。ただ普通教育というものを受けさせなくてはならぬ義務を、國家に對して負うのである。これを義務教育という。

**第二 普通教育を受けさせる義務に關する法律の必要** 子女に普通教育を受けさせるには、種々の事項が定められなくてはならぬ。國家はこれを定める法律を制定しなくてはならぬ。故にかかる法律がないならば、國民は普通教育を受けさせる義務を履行することが出来ない。

**第三 義務教育の無償** 前示憲法の規定によれば、義務教育は無償とせられる。これについては、義務教育たる教育が國家その他公共團體により行われると、私人により行われるとを分つべきでない。國家により行われる教育のみが無償である、としてはいない。私人の施設による教育でも、義務教育である以上、無償でなくてはならぬ。その有償に行われることを認めることは、憲法に牴觸する。但し、有償とは、教育を受けることに對して報償を提供することである。報償の性質をもたないものを提供することは有償ではない。例えば、學校經營の費用に充てるといふ意味の負擔を爲すことは、憲法第二十六條に牴觸するものではない。かくの如く、私人施設

の普通教育も無償に行われるとせば、國家は、別に、これらの私人に對して、經營の費用を償うの方法を講ずることが適當である。

**第四** 普通教育を受けさせる義務と教育を受ける権利 國民はその能力に應じて教育を受ける権利を有する。これは前に述べた。この権利は國民が自ら教育を受けることであつて、且、國民各自の能力相應の教育を受けることである。普通教育を受けさせることは、教育を受ける者の義務ではなく、且、國民一樣に受けるものである。即ち、この場合、權利と義務とは、その主體及び内容において、全く別々である。均しく教育に關することであつて、且、憲法の同一條項に定められたものであるが、併し、同一の事項が權利にして同時に義務である、というような考方の出る餘地はない。

### 第三節 日本法人の地位

以上述べた國民とは個々の國民のことであるが、その個々の國民というは、國民全體に對していう。この意味の個々の國民は、自己單獨で活動することもあり、又、法人という一の生活體を成して活動することもある。それが日本法人であるときは、如何なる地位を有するか。前示の國

民の地位そのものであるとはいひ得ない。即ち日本法人の地位については憲法は規定しない。併し、國民の權利、義務の憲法の條項の規定する事實が、法人についても發生し得るものであるときは、日本法人は、その憲法の條項が國民について定めると、同様の權利、義務を有する。これが條理法上の規範である。例えば、法人については、納税の義務、居住の自由權、移轉の自由權、財産の自由權、裁判請求權はあり得るが、信教の自由權はあり得ない。



## 第四章 外國人

## 第一節 外國人の地位一般

國權は外國人に對しても行われる。即ち、外國人も國權の客體である。併し、國人が國權の客體たるのとは異なつた地位にある。

外國人が國權に服従する關係については、包括的の關係と個々の關係とを分つを要する。(一)外國人は、わが國の領土又は領土に準ずる土地に居住する場合に、國權に包括的に服従する。即ち、外國人が包括的に國權に服従するは、わが國の領土又は領土に準ずる土地に居住するという事實に基いてするのである。(二)併し、個々の關係に於ては、外國人は領土又は領土に準ずる土地に居住せざる場合でも、國權に服従することがある。例えば、わが國が外國に在る外國人に對して刑罰法を適用することを定める場合の如きである。

## 第二節 外國人と憲法

日本國憲法は、その所定の法律事實の附着する人に適用せられるものである。故に、憲法所定の法律事實が外國人について發生するときは、憲法の規定によつてこれを處理するを要する。この意味で、憲法は外國人に對しても適用せられるという。故に、外國人と憲法との關係については、次のことを注意すべきである。憲法が或事實を定めるに當つて、特にその事實が日本國人に關して發生する場合を前提としておるのか、又は、單にその事實そのものに着眼して、これに關する限りは憲法の定めるところによる、とするのか、ということを見るを要する。

憲法第三章「國民の權利及び義務」という題の下に定める條項は、その條項の定める法律事實が國民について發生する場合である。ことを前提とするものである。それは、憲法が特に國民の權利及び義務と題することより、當然考えられる。第三章の條項中には、何人も何々することが出来るとか、何人も何々せられない、とかいうことがあるが、それは、日本國人について、何人も、というのであつて、外國人を含むのではない。即ち憲法第三章の定める權利及び義務は、國民のみについてその權利、義務を定めるのである。

憲法第三章の條項以外の條項は、一般的にいえば、特に國民に着眼した規定ではない。故に、これらの規定と外國人との關係については、ただ、その條規の定める法律事實が、外國人について

ても發生するや否やを考え、それが外國人についても發生する場合には、その條規の適用がある、といふべきである。このことは、外國人に對する國權の發動について特に注意しなくてはならぬ。憲法は、國權の發動について規定を爲す場合には、多く、それが何人に對して發動せられるかを示さない。この場合には、國權の發動が外國人に對して爲される場合でも、その條規によらねばならない。例えば、憲法第七十六條第一項には、「すべて司法權は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に屬する」とある。この規定は、司法權の發動そのものに關する規定であつて、司法權が如何なる人に對して行われるかは問題ではない。故に、外國人に對して司法權を行う場合においても、その司法權は、必ず、最高裁判所及び法律の定める下級裁判所によつて、行われなくてはならないのである。又憲法第八十二條第一項には、「裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行う。」とある。これは外國人に對して裁判を行う場合にも適用がある。又、憲法第八十四條には、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。」とあるが、これは外國人に對して租税を課する場合にも適用がある。又、憲法第四十一條には、「國會は國の唯一の立法機關である」とあるが、これは、外國人に關する法を制定する場合にも適用がある。即ち、國權により外國人の行

爲を規定する法を制定する場合にも、國民の行爲を規定する法を制定する場合と同じく、必ず國會により制定せられることを要するのである。

### 第三節 外國人と憲法上の權利義務

**第一 外國人と一般的の權利、義務**、外國人の權利、義務についても、先づ、一般的の權利、義務と、個別的の權利、義務とを分つて考えなくてはならぬ。

外國人については、前に國民の權利、義務として述べたような、一般的の權利、義務は存しない。即ち、一般に適法に支配せられることを要求する、という權利、又、一般に國權の適法な作用に服従するを要する、という義務というものは存しない。併し、外國人に對する國權の發動もこれに關する法規があるときは、これに適合しなくてはならぬこと、勿論である。

**第二 外國人と個別的の權利、義務**、憲法第三章の定める個々の權利及び義務は、前述の如く、國民の權利及び義務である。故に、外國人は憲法第三章の條規による權利及び義務を有するものでない。

然しながら、憲法第三章の條規は、國家が國民に對して國權を發動する、一定の場合について、

特に規定して、國民の地位を定めるが、國家がその場合に國權を發動すること、そのこととして見るときは、憲法の定めるところは、政治道義上、單に國民に對して發動せられる場合に限るのではなく、常にそうあることを妥當と考へべきものがある。例示して見よう。

憲法は、國家が國權を發動して、國民に納税の義務を課するは、法律の定めるところによることを定めるが、外國人に對して、右の國權の發動を爲す場合にも、法律で定めてこれによることは、少しも憲法に違反しない。憲法に違反しないのみでなく、政治道義的規範よりすれば、それが妥當である。又、國家は、國民に勤勞の機會を與えるを要するが、外國人にかかる機會を與えることは、憲法に違反しない、のみならず妥當である。又、國民に、公務員の不法行爲による損害を賠償するを要するが、外國人にかかる賠償を爲すことは、憲法に違反しない、のみならず妥當である。要するに、憲法が、或事項について、國民に與えている地位は、外國人にもこれを與えるを、政治道義上妥當とする場合が少くないのである。

以上説明した外國人の地位は、ただ、憲法上より見たものに止まる。然るに、國家は或外國と條約を締結し、國家とその外國の國人との關係を定めることがある。その條約において、その外國人が、國民と同様に、入國、居住、移轉、職業などの自由を有すること、その他の地位を定め

ることがある。この場合には、わが國家は、條約に定まれる外國人の地位を認めなくてはならぬ。これがために法律を制定するの必要のあることがあるであろう。この場合、その外國人が、その法律に基て、わが國家に對して、一定の權利又は義務を有することはあろう。併し、その權利又は義務は、右の法律の定める法律上の權利又は義務であつて、憲法の定める憲法上の權利又は義務ではない。

## 第五編 國權の領域

### 第一章 國權の領域と國家の領土

#### 第一 領土の性質

國家は、地球上一定の部分をもつて、その共同生活を爲す場所とする。即ち、一定の土地をその存在の基礎とする。これを基礎とするとは、共同生活の全體についていふのであつて、これを爲す個々の人の生活についていふのではない。個々の人たる國民は外國に定住していても、國家という共同團體としては、その土地を存在の基礎とするのである。これは前に述べた。その土地を國家の領土といひ、國家が領土を有するといふ。

國家が領土を有すること、即ち一定の土地をその存在の基礎とすることは、國家が、その領土を、國權を絶対に行うの場所、とすることである。この意味で、領土は國權の場所的の區域を定める。國權の場所的の區域はこれを國權の領域といふ。世界の人は、今日は、それぞれの國家といふ共同生活を爲して生活しているが、それは、世界の土地の一定の場所を、それぞれの共同生

活の團體たる國家の國權の領域、としていたのである。この領域があるので、世界で、それぞれの國家が、相互併立して、しかも自己の共同生活を爲すことが、可能なのである。國家が一定の土地を領土として、その領域において國權を行う、という意思の作用である。單に、國家の成員がその場所に在る、という、事實の状態ではない。

領土が國權の領域であるということは、それが國權の客體でないことを意味する。國權は、意思體たる人に對して行われ、人を客體とするものであつて、土地を客體として土地に對して行われる、というようなことはない。

**第二 領土權** 領土は國家が存在の基礎とするものであるということから、次の結果を生ずる。(一)一面においては、領土内においては、國家は、一切の人を國權の客體として、一切の事物について、國權を行う。一切の人が國權の客體である。これを領土の積極的意味とする。但し國家自身の意思即ち承認又は受諾によりて、特定の人に對して國權を行わざること、及び、國際法の定める原則により、例えば、外國の元首、外交官などいわゆる治外法權を有する者が、國權の作用を受けないのは、別のことである。(二)他面においては、領土内においては、國家は、他の國家の國權の行われることを、排除することを得る。これを領土の消極的意味とする。但し、

國家自身の意思たる承認又は受諾により、及び、國際法の定める原則により、他國の國權の行われるのは、別のことである。例えば、國家の領土における他國の領事裁判、租借、國際地役、軍事占領の場合に、他國の國權の行われるが如きである。前述の如く、國權が、領土において、積極、消極の両面の作用を爲すことを稱して、國權が領土において絕對に行われる、という。そして、國權を、右の如く領土と關係せしめて絕對性を有するものとして見て、これを領土高權又は領土權という。これは國權を領土と關係せしめて見るとき、國權そのものを指しているのである。國權以外に特殊の權力がある、のではない。領土たる土地そのものを物的に支配する、の權力というようなものがあるのではない。

## 第二章 領土の形成

**第一 領土の形成部分** 領土に属するものは國權の絶対に行われる土地の總體であるが、その土地を形成する部分には陸地、水地、上空がある。

陸地たる領土は領土の形成部分の主たるものである。國家が、それぞれ、地球上の陸地の一定部分を占めて、自己の共同生活の基礎とすることは、古くより行われたことである。これを領陸又は狹義の領土という。

水地たる領土は陸地たる領土に接續せる海面の一定の部分である。國家が、その陸地に接續せる海面の一定の部分占めて、その共同生活の基礎とすることは、相當早くより行われている。これを領海という。その範圍を如何にするかは、國際法により定まる。各の國家は、國際法の原則により定まる範圍の海面を、その領海とするのである。

上空たる領土は、領土たる陸地及び海面の上空の一定の部分である。航空術の發達せる今日では、國家はそれぞれその上空を占めて、その共同生活の基礎としていることは、疑ない。これを

領空という。その範圍を如何にするかは、國際法により定まるべきである。今日の國際法の原則では、その領陸及び領海の上空は完全にその國家の領空である。

**第二 領土の形成の行爲** 地球上の如何なる部分が國家の領土を形成するかは、その國家の意思により定まることである。自然に定まるのではない。國家は、國際法上の原則に基き、他の國家により、その領土を形成する地球上の部分指定せられることはある。併し、それは、その國家が、他國により指定せられる地球上の部分領土とするの義務を負うのである。けれども、その地球上の部分を領土とするのは、その國家自身である。

**第三 日本國の領土** わが日本國の領土を形成する地球上の部分が何であるかについては、わが國には法の明文を以て示したものが無い。故に、今日、正當な手續により、わが國の國權が絶対に行われると定められている場所が、わが國の領土である、というの外ない。わが國の領土は、古來一定せず變更している。今後も變更することがあり得る。

## 第三章 領土の變更

第一 領土の變更　・領土を形成する土地の存在に變更を生ずることがある。これについてはその變更を來さしめる原因、その變更の性質、及び領土變更に伴う効果の三を分て、考究するを便宜とする。

一 領土變更の原因　これに、自然の事實と國家の特別の意思表示とある。これについてもわが國は法の明文を以て何等の規定を設けないから、理論上考えるの外ない。

自然の事實により、領土たる土地に増減があるときは、領土たる區域は當然に増減する。國家が領土たる區域に増減を加える意思を表示することはない。國家は、右の事實上増減した状態において、これを自國の領土とするの意思を有するのである。併し、國家が特別の意思表示を爲し、例えば、自然に増加した土地を領土としない、と定めることは、固より許される。領土たる土地が全部消滅するときは、その國家は領土を失うのであるから、その國家は消滅する。

國家が領土たる區域を變更するの特別の意思表示を爲すときは、固よりこれにより、領土の變

更を生ずる。わが國は法上領土たる土地を限定していないからである。これには、他國との關係を生ずる場合と、これを生ぜざる場合とある。(一)他國との關係を生ずるのは、他國と條約を締結して、いわゆる領土を割譲せられ又は領土を割譲する場合である。この場合には、わが國が領土の區域を變更するの意思表示を爲して變更するのである。尤も、この意思表示そのものとしては明示たるを要しない。條約を締結するの結果、これと同時に、默示に領土變更の意思表示があるのである。その條約の締結については、勿論、國會の承認を必要とすること、一般の條約におけると同様である。(二)他國との關係を生じない場合には、國家は、固より、領土變更の意思表示を爲すことを得る。これにより領土を新に増大することを得る。例えば無主の土地を取得するが如きである。國家が領土の全部を他國に讓渡するときは、國家は消滅するのである。

わが國は、ポツダム宣言の受諾により、領土が縮減せられることとなつた。即ち、同宣言に、「日本國の主權は本州、北海道、九州及び四國並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべきである」とあるから、講和條約により、このポツダム宣言の方針に適合して、わが國の領土も定められるのである。その條約は、國會の承認を得るを要するけれども、右のポツダム宣言と異なるものであることは、出來ない。

二 領土變更の性質 領土の變更は、國權が絶対に行われる場所の範圍に變更を生ずることである。換言せば、國權の領域に變更を來すことである。これに伴うて種々の結果を來すが、そのことは、領土の變更の性質ではない。これに伴う法上の効果である。

### 三 領土變更の効果

イ 領土の變更と國籍 領土の變更は、當然に國籍の變更を來すものではない。國家がこれを定めるのである。(一)國家が新に領土として取得した、土地における外國人は、當然にわが國の國籍を取得するものではない。わが國がこれに國籍を與えることにより、國籍を取得する。(二)わが國が他國に割讓した土地、におけるわが國の國民は、當然にわが國の國籍を失うものではない。わが國がその國籍を失わしめることにより、その國籍を失う。即ち、領土の變更の場合に、從來その土地にあつた國民の國籍がどうなるかは、丁に、わが國の定めるところによる。國家が他國の領土全部を併合した場合でも同様である。この場合は、その他國は國家として消滅するのであるから、わが國は、その國の國民はすべてわが國の國民とするの意思を有するものと考えべきであり、反對の意思を有する場合には、これを示すものと考えべきである。

領土の變更は、多くの場合、外國と條約を締結してこれを爲すのであつて、これに伴う國籍のことも、右の條約において定められるのが適當であり、從來わが國實際の例においてもそうなつてゐる。

以上述べたところによれば、領土の變更の場合の國籍の如何は、わが國家の意思によりこれを定める。そしてその意思は法律によらなくてはならぬ。何故かというに、前に述べた如く、憲法第十條により、國民たるの要件は法律で定めなくてはならぬからである。但し、法律によるといふは、必ずしも、個々の領土變更の場合について、法律で直接に國籍得喪を規定するを要するといふのではない。一般に國民たるの要件を定める國籍法又は特別の法律を以て、個々の領土變更の場合の國籍の得喪は法律以外の國家の或意思表示を以てこれを定めることを規定するのでもよい。外國との條約で領土變更の場合の國籍のことを定めた場合でも、右の法律あることを要するの理論に變りはない。わが國が外國と締結した條約は、憲法第九十八條の定める如く、誠實に遵守すべきものであるが、領土變更に伴う國籍の得喪については、これに關して條約の定めるところを、わが國の意思として實現することが、この場合における條約の誠實な遵守である。そして、その意思は前述の理論により法律によるべきである。尤も、右の場合條約は國會の承認を得たものであるが、併し、そのことを以て、直に、國民たるの要件が法律で定められた、といひ得ない



のである。

ロ 領土の變更と憲法及び從來のその他の法 これについては區別を要する。

(ロ、一) わが國が領土の割讓を受けた場合には、(一)憲法は、憲法所定の法律事實が、新に領土となつた土地において發生するときは、これに適用せられる。これは前に一般に憲法の施行の土地について述べた理論の結果である。(二)憲法以外の法は、その法が、全般として又は或特別の規定について、その施行せられる地域即ち法域を定められたものであるときは、新な領土には、その法の全般又はその特別の規定は施行せられない。かかる法域のない法は新な領土にも施行せられる。即ち、その法所定の法律事實が新な領土において發生したときは、その法の適用を受ける。

(ロ、二) わが國が領土を割讓した場合には、(一)憲法は、その所定の事實が、領土でなくなつた土地において發生するときは、これに適用がある。例えば、その土地に在る日本國人は憲法第十九條により、思想及び良心の自由を侵されることなく、憲法第二十條により信教の自由を保障せられ、憲法第二十九條により、財産權を侵されない。又、憲法第七十六條により、その日本國人に對する司法權は裁判所により行われなくてはならぬ。(二)憲法以外の法は、その所定の法

律事實が領土でなくなつた土地においても發生するときは、その法の適用を受ける。尤も、或法が明示又は默示に、わが國の領土において發生する法律事實にのみ適用せられることを定めるものであるときは、勿論その適用はない。例えば、國會議員の選舉に關する法の如きである。然るにわが國の領土でなくなつた土地は通常いづれかの外國の領土となつてゐるのである。この場合には、その外國の國權がその土地において行われること勿論だから、その結果、わが國の國權とその外國の國權との關係の問題を生ずる。これを法的に解決するものは國際法であつて、憲法ではない。

## 第六編 國權の移付

### 第一章 國權の移付一般及び地方自治

國家は、國家の下にある團體に、その團體自身の行動として、その團體に關する統治を爲す、という權を與えることがある。この場合に、國家がその團體に國權を移付するといひ、その團體を自治團體といひ、その團體の行う統治作用をその團體の自治作用という。

國家が國權の移付を爲すは、それが國家の目的を達成する適切な方法である、とするからである。國家は、國家を成す國人の幸福の實現のために、國人に關係ある種々の事項について、統治作用を行うのである。その場合、國家が、すべての國人に關係あるすべての事項について、國家自ら統治作用を行うことをしないで、一定の範圍の國人に特に關係ある事項については、その範圍の國人自身をして、團體として、統治作用を行わしめることがある。この場合には、その團體は自己の統治作用として、その統治作用たる行動を爲すのであつて、これを稱して、その團體が

自己の名で統治作用を爲す、という。若し、かかる團體による統治作用というものが存しないとすれば、國家が、その團體を成す人の幸福のために、自ら國家の統治作用を行うべき筈のものであるが、それよりも、右の如き團體を認めて團體として行わしめることが、それらの人の幸福を實現するという、國家の目的を達することが出来る、とするのである。故に、その團體の作用はその團體なかりせば、國家の行うべき筈の作用である。この意味で、これを國家的作用という。即ち、自治團體は、自己の名で國家的作用を行うために存するものである。

故に、かくの如き團體の自治作用は、國家の定めるものである。國家の意思と無關係に成立するものではない。従て、國家の法はいろいろの自治作用のことを定める。日本國憲法は地方自治のことを定めるのである。然しながら、憲法が地方自治のことを定めるのは、地方自治に關して定める憲法制度であつて、地方自治制度そのものではない。地方自治制度を設けることについての國家の根本方針を定めるのである。従て、地方自治制度そのものの説明を爲すことは、憲法の論ではない。憲法の地方自治に關する規定は、地方自治の保障を爲すもの、及び、地方公共團體に關する基本原則を定めるものの二種に分れる。

## 第二章 地方自治の保障

日本國憲法は、特に地方自治と題する一章を設けて、これに關する基本的の原則を規定する。憲法が地方自治のことを規定することは、わが國では、從來見なかつたところで、日本國憲法が始めてである。

憲法が地方自治の規定を設けるのは、地方自治の存在を保障するのである。國家の統治について、必ず地方自治を定め、地方自治の存在を失わしめることは出来ない。これを失わしめるには憲法そのものを改正するを要する。凡そ國家の憲法が地方自治を如何に取り扱うかは、憲法それぞれの立場について見るの外はない。憲法は地方自治について何らの規定をも設けないことも考えられるし、これについて或規定を設けることも考えられる。何らの規定をも設けざる場合においても、必ずしも、地方自治なるものを存在せしめない、というのではない。故に、憲法に何ら規定はなくとも、地方自治制度がこれを定めることができるのである。日本國憲法においては、前述の如く、地方自治について特に一章を設けておる。しかし、憲法のその章が地方自治制度その

ものではなく、地方自治制度に關する制度である。そして、それは地方自治の存在を保障するものである。地方自治の存在を保障する規定は、憲法の制度であつて、地方自治制度そのものではない。

### 第三章 地方公共團體に關する基本原則

憲法は地方自治の存在を保障して、地方自治の在り方について、基本原則を定める。その原則も憲法の規定であつて、地方自治制度そのものではない。その基本原則は次の如くである。

**第一** 地方公共團體に關する法律の必要 憲法第九十二條には、「地方公共團體の組織及び運営に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と規定する。地方公共團體とは、一の地方において、その地方の土地を基礎として存在する團體であつて、その團體の共同生活に關して、團體自らの名で、統治作用を行うものである。その統治作用を地方自治という。右の憲法第九十二條により、次の結果を生ずる。

一 地方公共團體の組織及び運営に關する事項は、必ず法律でこれを定めなくてはならぬ  
地方公共團體はそれ自身統治主體であるけれども、その組織及び運営に關する事項は、その團體自らこれを定めることは出来ない。必ず國家が定めなくてはならぬ。又、國家が定めるには法律でなくてはならぬ。併し、法律の定めるところにより、その團體自ら定める事項はある。

二 その法律は、地方自治の本旨に基いて、その事項を定めなくてはならぬ。法律で地方公共團體の組織及び運営に關する事項を定めるには、地方自治の本旨に基いて、定めることを要する。即ち、その法律は、地方公共團體の組織及び運営に關する事項が、地方自治の本旨に適合するものであるよう、規定しなくてはならぬ。憲法の地方自治の本旨というものが如何なるものであるかは、憲法は何ら示していない。併し、地方自治及び地方自治の本旨という觀念は、憲法の制定以前、既に久しく、わが國において存しているものであるから、憲法もこれを前提とするのである。特に憲法が定めた觀念というものがあるのではない。それは、前に述べた自治及び地方自治の説明により、明である。一の地方公共團體を成す者が、その團體の共同生活に關する統治作用を、國家の意思により行われることに頼らないで、自分の意思により、その地方の共同生活について存する特殊の要求に適合して、行う、ということである。故に、法的にいうと、その統治作用はその地方團體を主體とするものであつて、國家を主體とするものではない。勿論、かかることそれ自身が國家の目的を達する方法であるとして、國家がその意思により定めるのであるから、國家が、それに關心をもち、從て監督を爲すことはある。併し、この場合の國家の態度も、右の地方自治の本旨に適合して行われなくてはならぬ。

右は、地方公共團體の組織及び運営に關する事項に關して、憲法の定める一般的の規定である。この規定の外、憲法は地方公共團體の組織及び運営に關し、稍具體的の規定を設けている。併し、前に述べた通り、憲法はそれ自身地方自治制度ではないのであるから、憲法の定める事項は、決して、全體として連絡を有するものではない。憲法は、地方自治に關する事項中、憲法の改正なくば廢止することの出來ない程度に重要とするものを、定めるのである。

第二 地方公共團體の組織に關する必須的事項 地方公共團體の組織に關して、憲法は次の二つのことを定める。

一 議事機關としての議會の設置の必要 憲法第九十三條第一項は、「地方公共團體には、法律の定めるところにより、その議事機關として議會を設置する。」と規定する。これにより、地方公共團體には、その議事機關として議會が設置せられることを、必要とする。ここに議事機關とは、その公共團體の意思を決定する機關であり、議會とは、多數の人が會議して決定する機關である。即ち、地方公共團體の意思は、一の合議制の機關により決定せられなくてはならぬ。そして、その議會を設置することについて、別に法律を以てこれを定めなくてはならぬ。その地方公共團體には、右の、團體意思を決定する議事機關と共に、團體の意思を執行する執行機

關がなくてはならぬ。これについては、憲法は一般的には規定するところがない。ただ、次に述べる通り、個別的の事項について或規定を設ける。

## 二 地方公共團體の機關の、その住民による直接選舉の必要 憲法第九十三條第二項は、

「地方公共團體の長、その議會の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共團體の住民が、直接これを選挙する。」と規定する。地方公共團體の長、その議會の議員、及び、長以外の吏員にして法律の定めるものは、その地方公共團體の住民の直接の選舉により、これを選定することを要する。これらの機關の組織については法律で定めるのであるが、憲法はその法律の制定について一の拘束を加える。その法律においては、議會の議員は勿論、地方公共團體の首長、及び法律で定める他の吏員は、その地方公共團體の住民が直接選舉するものと、定めなくてはならぬ。故に、これらのものを、長及び法定の吏員や議會において、選定すると、定めることを得ない。

## 第三 地方公共團體の權能に關する必須的事項 憲法第九十四條は、

「地方公共團體はその財産を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する權能を有し、法律の範圍内で條例を制定することができ。」と規定する。この條項の文言は、いささか明瞭を欠くけれども、要するに、地方

公共團體が、その地方自治として統治作用を爲すがために、與えられる權能を定めるのである。即ち、財産を管理し、行政を執行し、條例を制定する、という權能を有する、とするのである。財産を管理すること、事務を處理すること、行政を執行することは、皆地方公共團體の意思を現實の狀態に移すものとして行う行爲である。國家についていうと、その行政作用に相當するものである。

條例を制定する、という場合の條例の概念については、憲法は何も規定していない。併し、條例を制定するという觀念は、この憲法が始めてつくつたのではなく、從來、地方團體の權能として、久しく認められていたのであるから、その概念も、憲法が特に別異のものを定めると解すべき理由のない限り、その本質において、從來のものと同じと判断しなくてはならぬ。これによれば、一の地方團體の條例は、その團體の意思により成立する、その團體の共同生活に關する法である。ここに法とは、國家の法という性質を同じうするが、それが國家という社會に關するものでなく、その地方團體という社會に關するものたることにおいて、國家の法と異なるのである。故に、詳にいうと、一の地方公共團體が、その擔任する事務を行うことに關して、その共同生活を秩序立てるため、その公共團體の統治に服する人の相互の行動を限定する規則である。こ

ここに規則とは、自治制度において、條例に對して規則というものは異なる。條例は法である。併し、國家の法ではない。地方公共團體の法である。従て、これを國の立法機關たる國會が制定するの必要はない。

地方公共團體が、以上の、財産を管理し、事務を處理し、行政を執行し、條例を制定する、という權能は、憲法により保障せられたものである。故に、地方公共團體に關する法律をつくる場合においても、前示の權能をなくするが如き規定を設けることはできない。

**第四** 一の地方公共團體のみに適用せられる特別法の制定に關する制限 憲法第九十五條は「一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半數の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。」と規定する。これは、地方公共團體に關して行ふ國家の立法作用に對して、憲法が制限を加えるのである。

かかる場合でも、勿論、國會がその法の制定機關である。

併し、國會が、これを制定するには、これを制定しようとする國會の議決を、その地方公共團體の住民の投票に問ひ、その投票において示された、右の住民の過半數の同意を得なければならぬ。

これを求めないときは、國會の議決があつても、それは國家の法とならぬ。但し、右の國民の同意を求める方法は、法律がこれを定めるべきである。

## 第七編 日本國憲法の理念的基礎

### 第一章 憲法の規範とその理念

以上、日本國憲法が定める規範の概要を明にした。その規範は、いうまでもなく、法たる規範である。それは、われわれ日本國人の國家生活についてわれわれに一定の態度を強要するものである。然るに、一般に法におけるように、憲法においても、その規範が日本國人に一定の生活態度を強要するのは、日本國人の國家生活の在り方について、価値があると考えられているものがあつて、その實現せられる外的形態として、憲法がわれわれの生活態度を定めて、これをわれわれに要求するのである。その、価値がある、と考えられているものを、憲法の理念という。憲法は右の理念を基礎として組立てられている、一の構築物である。

憲法の定める規範と憲法の基礎たる理念とは、それ自身としては二つのものである。併し、われわれがこれを明にする精神の働きにおいては、兩者は密着している。憲法の法規範としての意



味を明にするには、これにより實現しようとする理念がいかなるものであるかを、知っておかなくてはならぬし、又、憲法の理念を明にするには、これがいかなる形態で實現せられようとしているものであるかを、考えて見なくてはならぬ、からである。併し、かく密着はしているものの二つの精神の働きであるから、その關係は、主と補佐の關係である。故に、實際の働きでは、これを混雜せしめてはならぬ。本書において、私は、憲法の規範の法規範としての意味を、明にすることを爲したのであつて、その理念を明にすることを爲したのではない。併し、前述の如く、理念を知るの必要があるので、常にそれに思を向けたことは、いうまでもない。然しながら、それは、法規範としての意味を知るため、という補助的の立場にいてそれを爲したのである。ここには、更に、その理念をそれ自身として抽出して説明して見る。これにより、日本國憲法と、日本國憲法により改正せられた帝國憲法との、差異を認識することが、容易となるであらう。それにしても、本書は、法規範としての理解を與えることを目的とするものであるから、それに役立つものを説明するにとどめる。且、憲法の諸規範の基礎たる理念として考えられるものは、數多いけれども、その中でも特に重要なもの數箇を示すにとどめる。

この憲法の理念的基礎に關しては、人それぞれ見るところがあるかも知れぬ。憲法の基礎とせられる理念が、理念そのものとして、妥當のものであるかどうか、それが妥當であるとして、これを實現するものとして憲法の定める形態が、妥當のものであるかどうか。これについては、何人も意見を持つことを許される。併し、そのことは本書の特に論及すべき範圍の事に屬しない。

## 第二章 人類普遍の原理への意識的考慮

日本國憲法は、日本國人の國家生活を規定するのであるが、その場合に、人類普遍の原理を考慮に入れ、憲法の規定と人類普遍の原理とのつながりに、特に注意している。それを意識的に力めている。それを特に明に示している。これを普遍的國家主義という。憲法前文において、國政について、その權威が國民に由來するものであり、その權力が國民の代表者これを行使するものであり、その福利が國民これを享受するものである、ことを説く。これは、政治におけるデモクラシー即ち普通に民主精神といわれるものことである。憲法前文は、右の文言をうけて、更に「これは人類普遍の原理であり」といい、更に、「この憲法は、かかる原理に基くものである。」という。又、憲法は、その定める基本的人權のことについても、同様の態度を取っている。

おもうに、凡そ、國家の憲法は、その國家の國人の國家生活を規律するのである。その國家生活は、それぞれの國家の自然的及び歴史的の事情により、定まるのであるから、政治の在り方もそうである。然るに、一般に人間というものを觀念する見地に立つて見ると、人類の共同生活に

ついて、普遍の生活原理がある、と考えられる。ただ、その普遍の原理が現實に展開する姿は、それぞれの國家の自然的及び歴史的の事情によつて定まるのである。日本國憲法は、この人類普遍の原理を國家において實現する、ということ意識して制定せられたものである。帝國憲法においても、人類普遍の原理のあることを否定したのでは、決してなかつた。従て、人類普遍の原理を基礎としていと解すべき規定がなかつたのではない。例えば、帝國憲法が國民の權利として定めたものの如き、一般に人類は國家においてそういう地位を有すべきものだ、という見地に立つていた、ことは疑ない。併し、帝國憲法では、國家が、憲法は人類普遍の原理に立つて、規定を設ける、ということ意識して、憲法を制定したといわれぬ。この點が日本國憲法と異なるのである。

### 第三章 國民より湧き出る國權の現實の力

日本國憲法は、國權の現實の力を、國民の全體より湧き出でしめる。これを國民主權主義といふ。凡そ國家の包括的意思力たる國權は、國家という團體自身これを有し、國家が國權の主體である。これは、國家が團體であることを認識する見地においては、當然の社會事實として考えられる。決して法制で定めることではない。併し、その國權は、現實の力としては、國家における人間中の何人かから湧き出るものと、定められなくてはならぬ。それを定めるのは憲法である。日本國憲法は、國權は國民の全體より湧き出るものと定める。憲法により、或者から國權が現實に湧き出るものと定められるとき、その者が主權を有する、という。即ち、日本國憲法では、國民全體が主權を有するのである。帝國憲法では、天皇という特定の一人が主權を有せられていた。一般に主權を有する特定の一人を君主というから、帝國憲法では君主主權の主義であつたのである。故に、日本國憲法は帝國憲法の君主主權主義を國民主權主義に、即ち、君主國を民主國に、改めたのである。これにより、わが國の國體は變更せられた。

### 第四章 恒久平和の念願

日本國憲法は、世界に恒久平和を實現せしめようとし、國民的生活をそれに役立たしめるように、規定する。これを世界平和の主義という。

世界平和がわが國の強く念願するものであることは、憲法前文において示される。前文は、日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺する、ものである、ことをいい、又、日本國民は、全世界の人間が、ひとしく、恐怖と缺乏とから免がれ、平和のうちに生存する權利を有する、ことを確認する、という。これは、日本國民の世界平和の念願を述べたのである。

この世界平和の念願は、更に憲法の條項として示された。それは、彼の、憲法第二章である。憲法は、特に、戰爭の放棄と題する一章を設け、わが國が、今後絶対に戰爭をしないこと、戰爭放棄の目的を達成するため、陸海空の軍備その他の武力を保持しないことを定める。一國が、その憲法において、戰爭の絶対放棄や武力の放棄を規定することは、他の國には絶てその例がな

い。或は、例えば、侵略のためにする戦争はしない、國家の政策遂行のためにする戦争はしないというように、一定の目的を指定して、これを放棄している國はないでもないが、それも極めて稀である。況して、わが國の如く、絶對的にこれを放棄すると規定するものは、全く存しない。今日の世界情勢において、苟も國家が絶對 戦争を放棄し、全く武力を保持しないでいて、その獨立の立場を維持することが出来るかどうかは、事實としてはわからない。併し、憲法前文に示す通り、わが國は、世界の人間が、平和を愛し、公正と信義とにより行動するものである、ということに依頼して、われらの安全と生存とを保持しよう、と決意した。そして、戦争と武力とを放棄することを決意したのである。

世界平和を保持するためには、單に戦争という實力行動をしないのみでなく、國際法の法規及び條約を遵守することが必要である。憲法は特にこのことを示し、これを爲すべきことを定めている。

然しながら、帝國憲法の時代においても、わが國人一般は世界平和を念願としていたこと、疑ない。又、國際法規や條約やの遵守を重んずるの思想がなかつたのでもない。ただ、國民の中には、あやまれる思想を懐くものがあつて、一般國民を必要のない戦争に誘導し、國際法規や條約

やを無視するような行動に出たものがあつた。それで、今後は、再び、かかる國民が出て来て、一般國民を戦争に誘導し、國際法規及び條約違反の行動に誘導するような、餘地の存しないよう憲法に規定したのである。

## 第五章 社會諸部層の國民的無差別

日本國憲法は、人間が如何なる社會部層に屬するものであつても、國民として差別を設けられることはない、ことを定める。これを社會部層の國民的無差別の主義という。國民たる人間は、何らかの生活圏を成して存在する。これらの生活圏が相集まつて、日本國たる社會即ち日本國社會を成す。その各の生活圏を日本國社會の社會部層という。それぞれの社會部層に屬する人間は本來、國家の定める要件を具えることにより國民とせられる、という國民とは異なる。憲法は、人間が、かかるいろいろの社會部層のいづれに屬するかを問わないで、國民としては差別をしない、としている。均しく國民であり、且、國民として同等のものである。

このことは、先づ、皇族の國民性の明確化としてあらわれる。わが國は、天皇と國民とより成る。天皇以外の者は皆國民である。皇族も國民である。これは、帝國憲法の下でもそうであつたけれども、皇族は國民でないかの如く、説く學者及び世人が少からずあつた。これは誤である。日本國憲法では、皇族が國民であること、勿論である。これを皇族の國民性の明確化というてよ

い。皇族の國民性の明確化と共に、注意すべきは皇族に關する法の國家法的性格の明確化である。先づ、(一)皇族に關する法には、主たるものとして、皇室典範がある。皇室典範は國家を主體とする法である。この點において、他の法と何ら變りはない。國家以外に、皇室という法主體があつて、皇室典範は右の皇室の制定する法である、というように、いい得るものではない。このことは、帝國憲法の下でもそうであつたのだが、これと異なり、皇室典範は、國家の法ではなく、皇室という法人を主體とする法である、という説を爲す學者があつた。これは誤である。日本國憲法の下では、かかる誤の生ずる餘地がない。次に、(二)皇室典範以外には、皇族に關して特別の形式の法を設ける、という主義は存しない。一般の國民に關する法を設けると同じ形式でこれを定める。即ち法律で定める。帝國憲法の下では、皇族に關しては當然には法律の適用はないことになつていた。別に皇族に關する皇室令というものがあつた。皇室令も、皇室典範と同じく、國家の法であつて、皇室の自主法などというようなものではなかつたけれども、これについても、國家の法でなく皇室の自主法である、という見解を取る人もいた。が、日本國憲法の下では、皇室令というような、皇族に特別な法の形式は存しない。一般國民と同じく、法律で定められる。

次には貴族制度の否定がある。従來の貴族制度は廢止せられ、將來もこれを設けることは出來ぬ。貴族というものは、もと、國家の制度であるが、これによりて貴族である國民は、社會的にも、一種特別の人間であるかの如く誤解せられ、一種特別の社會部層となる。そして、又、國家はこれを普通の國民とは特別に取扱うこととなる。帝國憲法の下ではそうであつた。日本國憲法は、これを改め、貴族というもののそのものを否定する。從て、貴族という社會部層の國民的特別扱というようものは存し得ない。

その他いろいろの事實、例えば、文化、經濟の事實に基て、社會部層が出来る。知識階級、藝能階級、勤勞階級などといわれるものの如きである。これらの社會部層に屬するといふの故を以て、一般國民と異なる國民的地位を認める、ということはない。

## 第六章 個人尊重の自然規範觀念の法的導入

日本國憲法は、當然の道理として國民が個人的に尊重せらるべきである、という自然規範觀念を、法のわくの内に導き入れ、自然規範上の人權を、法の上の權利とする。右の當然の道理といふのは、國民は、個人として尊重せらるべきであるといふ觀念である。これを法のわくの内に入れることを稱して、國民を個人的に尊重する自然規範觀念の、法的導入という。

人間の社會においては、その社會において人間が取扱われる方法について、一定の規範が存在する。これを自然規範という。當然の道理として存在するのであつて、人間の意識的行爲の結果として存在するものではない。これによれば、人間は、或國家の國民であるときは、その國家に對して、人間たるに必要なものとして、その意思を主張する力を有する。これを自然規範による自然權という。國家は、右の自然權について、或は、國民と國家との關係を、自然的の規範關係として、放任することもあろう、或は、これを法のわくに入れて、法律關係として取扱うこともあろう。後の場合には、右の自然權とともに、法による法的權利を生ずる。日本國憲法では、當

然の道理として、自然規範により、國民が、自然權として有する、國家に對する關係を、憲法の法規範により、法規範關係とし、自然權を法的權利とする。これが、憲法に國民の基本的人權というものである。これは、わが國の立法的見地としては、注意すべきことである。

さて、右の自然規範概念の法的導入により、憲法に定められている個々の權利は既に前に述べたから、これを繰返さない。その根本見地は、國民が國家の部分としてに止まらないで、それ自身獨自の生命體たる個人として、尊重せらるべきである、ということである。即ち、個人としての存在、その自由即ち精神的に又行動的に活動するの自由を、國家により妨げられないことが、主たるものであり、又、國家の行動を要求し、更に又國家の行動に参加することである。

併し、憲法の定める個々の國民の權利そのものは、個々のに見て、又、數個關連したものをまとめて見て、決して、この憲法で始めて定められたものということとは出来ない。帝國憲法の規定でも、その規定する個々の條規として、又は、その根本觀念において、日本國憲法の規定するものと、同じものがあつた。ただ、それが、當然の道理として、人間として、國家に對して主張し得るものとするを、國家において必要と意識して、それを、憲法において、法的のものとするのであるかは、多少不明ではあつた。少くとも、帝國憲法の條項そのものからはそれが判明し

ない。これと異なり、日本國憲法は、それが、當然の道理によるものを、基礎とするということを意識し、又、これを明に示しているのである。憲法の基本的人權の條項に關しては、その個々のものの内容よりも、かかる條規を設ける根本見地について、右の如く考えることが重要である。

## 第七章 政治における民意實現の強化

日本國憲法は、政治において國民の意思を實現する、という主義を、出来るだけ強化しようとする。これを政治における民意實現の強化という。法を作る作用即ち立法の作用が、國民の意思の實現であることは、いうまでもない。國民の意思の實現というものを離れては立法は存しない。國會が國家の立法作用を爲す唯一の機關であるのである。社會生活の利益となる現實の状態をつくる作用即ち行政の作用が、法を執行するものとして又は法に適合して、行われることも、間接ではあるが、國民の意思を實現するものである。法の維持を爲す作用即ち司法作用は、その適用する法が國民の意思を實現するものであるから、司法作用も國民の意思を實現するものである。

以上は、民意實現と國家の作用一般との關係である。然るに、憲法は、個々の具體内容を有する、國家行爲に關して、國民の直接の意思の實現を定めるものがある。國民の直接投票は即ちそれである。直接投票は前にこれを述べた。又、地方自治を定めることも、全體として、國家の

作用に民意を實現しようとするのである。

國家の作用において國民の意思を實現する、ということとは、大體において、帝國憲法の下でも同じであつたが、併し、その度合が日本國憲法と異なる。帝國憲法の下では、帝國議會以外に、天皇、内閣、各省大臣等が法をつくることが出来たが、これらの法をつくるのが國民の意思を實現するもの、とはいい得ない。行政は法を執行し又は法に適合して行われたけれども、その法は、右に述べた如く、國民の意思といひ得ないものがあつたのである。司法についてもその適用する法について同じことがいひ得る。殊に行政裁判が極めて局限せられていたから、行政に關する法の維持として、國民の意思の實現という範圍は、極限せられていたのである。國民の直接投票というものは存しなかつた。然れば、國家作用に國民の意思が實現せられる、という點では、兩憲法に著しい差異が考えられる。これについて、注意すべきは、法の存在について制定法を主眼とする、ということである。法は國會によりつくられるとする以上、制定法を主眼とする。即ち制定法主義である。但し、慣習法を否定するのではない。條理法を肯定する立場においても、それは、制定法の規範の存しない範圍においてである。



## 第八章 三權分立貫徹の根柢としての民意

日本國憲法は、三權分立を徹底せしめるが、併し、その統一を計るものとして、國民の意思を根柢とする。これを、三權分立主義の貫徹の根柢たる民意の主義という。日本國憲法では、國權を行使する機關たる、立法機關、行政機關及び司法機關は、その權限を行う思想的根據について何等の機關的の連絡もない。各自、憲法により與えられた權限を、憲法によりて行う。立法權は憲法により國會に屬し、行政權は憲法により内閣に屬し、司法權は憲法により裁判所に屬する。三機關自體相互の間に連絡は勿論ない。又、他の何等か第三機關を通じても連絡がない。三權分立の徹底というてよい。帝國憲法では、天皇が統治權の總攬者であつて、立法は天皇に屬し、帝國議會はこれに協贊して參與するのであり、行政權も、天皇に屬し、内閣に委任して行われ、司法權も天皇に屬し、裁判所をして行われしめるのであつた。故に、帝國憲法では三機關は併立していても、思想的には、天皇を通じて連絡していた。この點均しく三權分立というても、兩憲法相異なるのである。

然るに、この三權分立は、更に遡て考えると、徹底していない。内閣についていうと、内閣總理大臣は立法機關たる國會が指名し、又、衆議院は内閣の不信任の決議を爲し得る。即ち、行政機關の成立及び存続をふくめての存立が、國會の意思にかかつてゐる。司法機關たる裁判所についていえば、最高裁判所長官は内閣が指名する。これも司法機關の成立が内閣の意思にかかつてゐる。立法機關たる國會についていえば、衆議院は内閣の進言に基き、天皇により解散せられる。これも立法機關の存立が内閣の意思にかかつてゐるのである。然しながら、實質的に見ると結局、國民の意思が中心となつてゐる。國會の本來の成立が國民の意思によるのであるから、行政機關たる内閣の存立が國會の意思にかかることは、實質的には、間接ではあるが、國民の意思によるというてよい。又、司法機關たる最高裁判所長官が内閣の指名により、その他の最高裁判所の裁判官は内閣で任命するから、司法機關の存立も、實質的には、間接ではあるが、國民の意思による、というてよい。衆議院の解散は衆議院の存立について、國民の意思を問うのであるから、如何なる衆議院を存在せしめるべきかが國民の意思による、というてよい。故に、三權分立は、三權の機關の方面より形式的に見ると、徹底していないけれども、その徹底せざるこそそのことが、結局、國民の意思を尊重して機關の存立を決定しようとするのである。故に、國民の意

思による政治という思想よりすれば、三權分立の徹底しないところに、却て、右の思想を徹底しようとしているのである。

## 第九章 憲法擁護の努力の強要

日本國憲法は、國民がこの憲法を尊重し、これを擁護する努力を爲すべきことを定める。これを憲法擁護の努力の強要という。凡そ國家が憲法を有する以上、國民がこれを尊重し擁護すべきものであること、いうまでもない。併し、これは、當然に存する國民道義の要求である。故に、憲法自身がこれを國民に要求するまでもない。然るに、日本國憲法は、特に明にこれを要求している。憲法第十二條には、憲法中の基本的人權として、國民に保障せられた自由及び權利は、國民の不斷の努力により、これを保持せなければならぬ、と規定している。これは、基本的人權を定める憲法規定の擁護の義務を、一般國民に課するものである。又、憲法第九十九條には、天皇及び一切の公務員が、この憲法を尊重し擁護する義務を負う、ことを規定する。これは、國人中國家の機關たる者に對して、特に、憲法一般を尊重擁護する義務を課するものである。故に、一般國民及び國家機關は、ただ國民道義的に、憲法擁護の義務を有するのみでなく、又その法的の義務をも有するのである。帝國憲法も勿論擁護せられるものとして存在していた。併し、それ

は法的の義務として特に課せられていなかった。即ち日本國憲法は、特に法的の義務として、憲法擁護の義務を課することにおいて、帝國憲法と異なるのである。

索

引

條文索引

(條文) (頁)

一……………一五六、一六〇、一六四、  
 一六七、一八五、一八六、  
 一八八、  
 二……………一六九、一七四、一七六、  
 三……………二八九、三〇七、三〇九、  
 三一〇、  
 四……………二五六、二七四、三〇一、  
 三〇二、三〇六、三二〇、  
 五……………三一、三一二、三二四、  
 二七四、二八九、三〇二、  
 六……………三〇三、三〇五、三〇六、  
 三四六、三六六、  
 七……………二三八、二五二、二五六、  
 二六二、二七五、二九六、  
 八……………三〇四、三〇五、三〇六、  
 一七九、  
 九……………一八一、一九五、一九六、

一九七、一九八、一九九、  
 二〇七、  
 二〇……………二五六、三七八、四八一、  
 二一……………三八五、三八六、三八七、  
 三八九、  
 二二……………三九〇、三九一、三九二、  
 五一七、  
 二三……………三八六、三九〇、三九三、  
 三九四、三九六、四一九、  
 二四……………四二〇、四二一、四二二、  
 四四八、四四九、四五〇、  
 二五……………四五一、四五二、四五四、  
 四五一、四五二、四五四、  
 二六……………四三二、四三三、  
 四三二、四三三、  
 二七……………二五六、四四一、四四二、  
 二八……………四二二、四二四、  
 三九七、四八二、  
 二九……………三九九、四〇二、四〇三、  
 四八二、

二一……………四〇七、四〇八、四〇九、  
 二二……………三七八、四〇五、  
 二三……………四〇三、  
 二四……………二五六、四一九、四二九、  
 四三〇、  
 二五……………四二八、四二九、  
 二六……………二五六、二六六、四二四、  
 四六二、四六三、  
 二七……………二五六、四二五、四二六、  
 四二七、四五九、四六一、  
 二八……………四二七、  
 二九……………二五六、四一三、四一四、  
 四一五、四四四、四八二、  
 三〇……………二五六、四五七、  
 三一……………二五六、四三五、  
 三二……………四三〇、  
 三三……………四〇九、四一二、  
 三四……………四一〇、

條文索引

三五.....四一一、四一二、  
 三六.....四三四、四三五、  
 三七.....四三六、四三七、四三八、  
 三八.....四三九、四四〇、  
 三九.....四四〇、四四一、  
 四〇.....二五七、四四六、  
 四一.....一八一、二二一、二二三、  
 四二.....二二六、三六九、四六八、  
 四三.....二二六、二三〇、二五七、  
 四四.....二三〇、二五七、四五三、  
 四五.....四五四、  
 四六.....二三一、  
 四七.....二三一、二五七、  
 四八.....二三一、二五七、  
 四九.....二二六、二五七、  
 五〇.....二二六、二五七、  
 五一.....二三五、  
 五二.....二三八、二四二、

五三.....二二九、二八九、  
 五四.....二三四、二三九、二四二、  
 五五.....二四三、二八九、  
 五六.....二二三、二四三、二五〇、  
 五七.....三三六、  
 五八.....二四七、二四九、  
 五九.....二二二、  
 六〇.....二四〇、二四六、二五七、  
 六一.....二四四、  
 六二.....二八四、  
 六三.....三六五、  
 六四.....二四九、  
 六五.....二五七、三三六、三五九、  
 六六.....二七二、二八〇、二八一、  
 六六.....二五七、二七二、二七三、

六七.....二四〇、二四九、二五七、  
 六八.....二七三、  
 六八.....二二二、二七五、二七七、  
 六九.....二九五、  
 七〇.....二九四、  
 七一.....二九七、  
 七二.....二六〇、二七八、  
 七三.....二五二、二五七、二八二、  
 七三.....二八五、二八六、二八七、  
 七四.....二八八、三一九、  
 七四.....二六二、二七九、二八七、  
 七五.....二七九、  
 七六.....二五七、三三三、三四〇、  
 七六.....三四一、三四二、三四三、  
 七六.....三五七、三六五、四六八、  
 七七.....四八二、  
 七七.....三二二、三六一、三六二、  
 七八.....三六五、  
 七八.....三五八、三五九、  
 七九.....二五七、二五八、二八九、

八〇.....三四六、三四七、  
 八〇.....二五八、二八九、三四八、  
 八一.....三六五、三六六、  
 八一.....三四四、三四六、三四八、  
 八二.....三五一、  
 八二.....三六〇、四六八、  
 八三.....三二四、  
 八四.....二五八、三二五、四六八、  
 八五.....三二五、  
 八六.....三二六、三二八、三六六、  
 八七.....二九〇、三二八、三三一、  
 八八.....一七四、三三二、三三三、  
 八九.....三二六、  
 九〇.....二五八、二九〇、三一六、  
 九一.....三三四、  
 九一.....二九〇、三三四、  
 九二.....二五八、四八九、  
 九三.....二五八、四九一、四九二、  
 九四.....二五八、四九二、  
 九五.....二五八、四四八、四九四、

九六.....一三三、二五〇、二五二、  
 九六.....四四七、  
 九七.....二二九、  
 九八.....二二六、一二七、一三〇、  
 九八.....一三一、一三五、一六〇、  
 九八.....二〇〇、二〇一、三四五、  
 九九.....三四九、四八一、  
 九九.....一二七、一二九、五一七、  
 一〇〇.....一二五、一三七、  
 一〇一.....一三六、  
 一〇二.....一三六、二五八、  
 一〇三.....一三七、二五八、

事項索引 (印は参照事項)

- あ
  - 愛國公黨 八二
  - 愛國社 八五
- い
  - 委員 常任—二四五 特別—二四五
  - 委員會 —二五一—の審査二四九 常任—二四五、二四七 特別—二四五 兩院法規—二四六
  - 板垣退助 八一、八二、八五、八八
  - 一院制 二二八
  - 一事不再理 四四—→再問責せられない権利
  - 一代一號の制 一七二
  - 一般的行政機關 二七〇、二七一—→内閣
  - 伊藤博文 八七、八八
  - 委任 最高裁判所の規則制定権の—
- え
  - 大隈重信 八六、八八
  - 王政復古 七七、七八—七九
  - 應用目的の解釋 一四〇—→日本國憲法の解釋
  - 公 —の財産の支出の禁止三二五—三二六 —の支配三二六 —の團體五七、六一
  - 恩赦 —の決定二八七 —法二八七
- お
  - 勳典 —の授與三〇五 —制度に關する制限四二—四二三
- か
  - 會 二三八 常—、臨時—、及び解散後の—二三八—二三九、二四二
  - 開會 二四〇
  - 會期 二三九—二四〇—不繼續二五一—→議事の不繼續
  - 會議 —の公開二五〇 —録の公表二五〇
  - 會計検査院 一三六、三一六—三一七 三二二、三三三 —法三一六、三一七、三二二 —規則三一七
  - 會計年度 三二六
  - 外國移住、國籍離脱の自由權 四〇七
  - 外國人 一二六、二六四、三七一、三七二、三八〇、四六六—四七一 —の地位一般四六六 —と憲法四六六—四六九 —と憲法上の權利義務四六九—四七一
  - 解散 二三一、二三三、二三四、二四五

- 一―二四三、二八九、二九五、二九六、三〇四
- 解釋 一三七以下―日本國憲法の解釋
- 下級裁判所 三四〇、三四一、三四五、三四七―三四八、四六八
- 下級裁判所裁判官の指名及び任命 二八九、三四八、三六六
- 閣議 二七六、二七七、二七八、二九七、三三一
- 各省大臣 二二六、二二八、二九七、二九九
- 革命 一二三、一三一 ――による憲法 一二三
- 學問の自由權 四〇三―四〇四
- 家族生活の合理性に關する國務要求權 四二九―四三〇
- 活動に關する自由權 三九七―四〇九
- 假議長 二四四、二四五
- 慣習 四六、七一、二二一 ――憲法 七一、七三 ――法四七、四八、六六、七一、二二一、五一一

- 官制 國會による―の制定三一八―三一九
- 間接參政權 四四七、四四八―四五五
- 官吏 二三五、二三六、二三七 ――に關する事務の掌理二八四 ――の任命三一九 ――の全體奉仕者性四四九
- 議案 ――の提出二四七―二四八、二六〇、二七八
- 議院 ――規則二三四、二四四、二四八、二六〇 ――の活動の各別性及び同時性二四三、二四四 ――の活動の自律性二四三、二四四、二四五
- ―の國政調査三五五 ――の事務局職員二四五、二四六 ――の組織に關する基本原則二二九―二三二 ――の役員二四四―二四六
- 議員 ――國會議員
- 議會 八九、二二八 ――の一院制及

- 五二六
- び二院制二二八―二二九 地方公共團體の―四九一―四九二
- 機關 ――國家(國權)の機關
- 議決 ――國會の議決
- 議事 二四〇 ――の方法 二四七―二五〇、二五九 ――不繼續二五〇、二五一 地方公共團體の―機關四九一―四九二
- 儀式の舉行 三〇五
- 規則 三三―三四、二二二、二二七 ――の制定二八五 ――制定の憲法上及び法律上の根據三二一―三二二
- ―の制定機關三二一―三二二 會計検査院の―三一七、三二二 各大臣の―二六五、三二二 議院の―二三四、二四三、二四八、二六〇
- 最高裁判所の―二二七、三二二、三五八、三六一―三六二、三六五 入事院の―三二二 内閣の―政令 法と―三二一 法律の他の―への委任二六五
- 貴族制度存在の否定 四二二、五〇八

- 議長 二四〇、二四四、二四九
- 基本的義務 四五六
- 基本的人權 ――の尊重九一、九五、一一八、一二二 ――の保持の任務 一二九―一三〇、五〇〇 ――の性質三八一―三八五 自然權としての―の、國家による、法的權利としての基本的人權への導入三八三―三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、五〇九―五一一 ――の公權性三八四 ――享有能力の保障三七六―三七七、三八五、三八九、個々の―の保障及び付與三七六―三七七、三八五―三八九 ――の擁護三八九―三九一 ――の善用及びその尊重の限界三九一―三九三 ――の種類別三九三―四五五(存在權、自由權、國務要求權、參政權)
- 義務 四九、五三、五四 ――法律關係、國民の義務
- 義務教育 二六六、四六三
- 休會 國會の―二四〇―二四一 兩

- 議院各別の―二四〇
- 教育 ――に關する義務―普通教育を受けさせる義務―を受ける權利四二四―四二五
- 共作主義 九七
- 共主主義 九七、九八 政治における―九九 社會生活の―の強化一九九
- 共生主義 九七
- 行政 二五、二〇七、二八三 ――意思の活用形式三二〇―三二二 ――一般に關する規範三一七―三二四 ――權二〇八、二七〇、二八〇―二八一 ――權限二〇九 ――裁判又は政事裁判三三七、五一三 ――事件又は政事事件三三七 ――に對する憲法及び法律の拘束三二二―三二四 四 ――の概念二六九―二七〇 ――の手續三一七―三三四
- 行政各部の指揮監督 二七八―二七九
- 行政機關 ――人を定めること三一九 三二〇 ――としての天皇―天皇

- ―の行う作用(行政府作用)二〇九、二一〇、三六五、三六七 ――の權限(行政府權限)二一〇 ――を裁判官の懲戒機關とすることの禁止三五八 一般的―及び特殊的―二七〇―二七一 皇室に關する國家事務を司る―(宮内府、皇室會議、皇室經濟會議)三二〇
- 強要と強制 三五―三六
- 共和國體 二二
- 居住、移轉及び職業選擇を爲すの自由 三三七、四〇五―四〇六、四七〇
- 緊急集會(參議院の) 二三六、二四三、二四四、二八九 參議院―規則二四三
- 欽定憲法 八九、一一九、一二三
- 勳勞 ――條件の基準の法律四二六、四六一 ――の義務四五九―四六二 ――の權利四二五―四二七、四七〇
- ―上の團體行動の權利四二七―四二八〇 ――の義務と―の權利四六一―四六二 ――者の團結と結社

の自由四二七、四二八

○苦役に服せしめられない権利 四二四

○君主 二二、一八六、三六九、五〇二

——國二一、七六、九八、一八六、

一八九、三六九、五〇二——國體

二一、七六——主義九八——主

権一八六——主権主義五〇二

け

○經濟的關係において差別せられない權利 四二二

○形式憲法 六七

○刑事 ——作用に對する補償四四六

——事件、——裁判三三七——被

告人の權利四三六—四四〇——上

遡及問責せられない權利四四〇

○刑の執行の免除 二八七

○刑罰權の適正な發動に關する國務要求

權 四三四—四四一

○刑罰不遡及の原則——刑事上遡及問責

せられない權利

○決算 二九〇、三三三、三三四

○結社 四〇七——の自由四〇八—

——の自由權四二七

○検閲の禁止 四〇八—四〇九

○減刑 二八七

○建元 一七二

○檢察 三六二

○憲法 三二、三六、四五、五六、五九

——の本來の概念六三—六八——

の近代的概念六五、六六——の實

質的及び形式的概念六六—六八—

一の法種六八—七〇——的習律七

〇—七二——及び法律の實施二八

五、二八七 日本國の——七三—七

四

○憲法の改正 帝國憲法たる——七五、

九〇以下——日本國憲法の制定 日

本國憲法たる——一三一—一三四

○憲法裁判 三五〇—三五二——最高

裁判所による國家行爲の合憲性の決

定

○憲法尊重擁護 一二八—一二九、五一

七—五一八

○憲法典 七五、七七、一六〇——の

説明の組織三

○權利 三〇、五〇—五三、一八三—

——と義務との關係二二四、三九二

——法律關係

○言論の自由 四〇八

こ

○皇位 一六八—一七三 天皇の——保

持の權利一七四 天皇の——を退か

ざるの義務一七五—一七六

○合議制機關 二一八、二一九、二三八

二七二、四九一

○公義務 五八——法律關係、國民の

義務

○恒久平和の念願 五〇三—五〇五

○公共團體の賠償責任 四四一—四四四

○公共の福祉 ——と個人の幸福との調

和一九四—一九五 ——に反しない

限り國政による基本的人權の尊重三

九〇——と國家の利益三九一—三

九二 基本的人權の尊重と——三九

二、三九三、四一九 基本的人權と

——のために利用する義務三九一、

三九二 一般的自由權と——三九六

個別的自由權と——三九七以下 公

務員の活動と——四四九

○公權 五八、四四三—四四四——法律

關係、國民の基本的人權

○皇嗣 一七〇、一七一、一七三

○皇室 一七七、一七八、一七九——

會議一七一、三一三、三一五、三一

六、三二〇——經費と豫算三三三

天皇の——經費を受ける權利一七四

——の自主法一六九、五〇七——

の費用一七四、三三三

○皇室財産 一七四——に關する財政

規範三三二—三三三——の移動に

關する制限一七九

○皇室典範 一六八、一六九、一七〇、

一七一、一七二、一七三、一七四、

一七五、一七六、一七七、一七八、

事項索引

三一、三二二、三二六、三三〇、

五〇七

○硬性憲法 一三一

○交戦權の放棄 一九六、一九八—一九

九

○皇族 一二二、一七〇、一七一、一七

八、三三三、三三二、三三三——

の國民性の明確化五〇六——に關

する法の國家法的性格の明確化五〇

七 永世——の制一七八

○拘束せられず苦役に服せしめられない

權利 四二二—四二四

○皇太子及び皇太孫 一七三、三一三、

三一五—三一六

○公議會 二四七

○皇統譜 一七九

○合同審査會 二四七

○行動的活動に關する自由權 四〇五—

四〇九

○公布 憲法改正、法律、政令及び條約

の——三〇三 形式的——二六三

國會召集詔書の——二三八

○幸福追求 ——の權利三九四—三九五

國政による——に對する國民の權利

の尊重三九〇

○公平な裁判所の迅速な公關裁判を受け

る權利 四三六—四三七

○公法 ——及び私法五六—六〇——

關係及び私法關係五八

○公法人 六〇—六一

○公務員 一二八、一三六、一三七、三

一九——の憲法尊重擁護の義務一

二七—二九——の性質四四八—

四五〇—四五二——の選舉四五二

—四五五

○公務員の態度に關する國務要求權 四

三四

○公務員の不法行為による損害について

の求償權 四四一—四四四、四七〇

○拷問せられること及び殘虐な刑罰を科

せられることのない權利 四三五—四

三六



事項索引

○國家 ———の概念九一—三 ———現存の事態一三一—一六 ———の領土二四一—一五 ———(國權)の組織一六、六四、二二二、二二三 ———と世界一七一九 ———の政治的形態一九—二九 ———の法的性格六〇—一七九 室の ———による公認一七七一—一七九

○國家行動への希望に関する國務要求權 四三〇—四三四

○國家全局法及び國家部局法 六三一—六五

○國家的象徵 一六二—一七九、三〇〇、三〇二、三一〇、三一四、三七三、三七四、三七六、三七七—天皇

○國家(國權)の機關 一三二、一三五、一三六、一四〇、一四八、二〇三、二一一、二一九 ———の種類二一五—二一九

○國家の行動に參與する權利 ———参政權

○國家(國權)の作用 五、一三二 ———の種類二〇四—二一〇

○國家の全相 一四三—一七九

○國會 ———の憲法改正の發議及び提案 一三二、二五〇 ———の國民代表性 一三三、二二四—二二六、二五四、三六八 ———の全般的の性質二二三—二二六 ———の國權統括二二四、三六九—三七〇 立法機關としての二二四、二二六—二二七、二五五 ———の構成二二七—二二七 ———の活動狀態二二七—二四三 ———の内部の體制二四三—二五一 ———における國務大臣の發言二四九 ———の法律案の提出二五九 ———の承認二四八、二八四、四七九 ———の承諾三三一

○國會議員 ———選舉の原則二三〇、四八三 ———及び選舉人の資格二三〇—二三一、四五三—四五四 ———の定數二三〇 ———の任期二三一 ———の身分の發生及び消滅二二二—二三四 ———の法上の地位二三四—二三六 ———の責任二三七 ———の兼

職の制限二三七 ———の資格に関する爭訟二四九 ———の除名二三三 ———の議案の發議二六〇

○國會の自律權 二三九、二四〇、二四三、二四四

○國權 五、一四、二〇、二九—三二、一二五、一二六 ———の總攬二〇、一八五、一八九 ———と國家の權力及び權利一八一—一八三 ———の最高性一八六、一八七 ———の統括二一九、二二〇、二二四、三六九—三七〇

○國權の移付 五 ———一般及び地方自治法四八五—四八六—地方自治、地方公共團體

○國權の客體 五、一二六、三七一、三七五、三七七、四六六、四七七 ———國人又は國家成員、外國人

○國權の機關の概念 二〇二—二〇三

○國權の源泉 五、二〇、九七、九八、一八一—一八九、一九一 ———意思一八四—一八五、一八八、一八九

五三〇

○國權(國家)の最高の機關 一八一、三六九 ———たる國會一九三、二六五

○國權の作用 ———國家の作用

○國權の發動 五、一九一 ———の適宜性及び適法性に関する規範三一 ———の憲法的規律一九一—一九三 ———の實質的及び形式的限定一九四—二〇二 ———の消極的限定(戰爭の放棄)一九五—二〇〇 ———の日本國憲法並に條約及び國際法規の遵守 二〇一—二〇二 ———における連關 三六三—三六七 ———における統括 三六七—三七〇

○國權の領域 五、四七三—四八三—領土

○國號 一六〇—一六一

○國際社會 四四、一四四、一五一

○國際團體 四四

○國際法上の拘束の國法的擴大 一三〇—一三一、五〇四

○國際法の法規及び條約の遵守 一三〇—一三一、二〇一—二〇二、五〇四

○國際聯合 一八

○國際聯盟 一八

○國事 天皇の ———行為一七五 ———行為と國政機能三〇二 ———天皇

○國人 一三、三七二—三七二 ———國權の客體

○國政 ———と國民一四八—一四九 ———に関する人類普遍の原則違反の排斥一五〇 ———の概念一四九、三〇六—三〇七 ———による基本的人權の尊重の義務三九〇

○國體 ———の概念一九—二〇 ———の種類二二 ———及び政體の區別の意味二八—二九 ———の變更一〇二、一六七、一八九、五〇二

○國土 一三、一四

○國費の支出 ———と國會の議決 三二五

○國民 一三 ———の國政、國民による國政、國民のための國政一四九 ———の總意一二二、一六八 ———の要件三七八

○國民一般による基本的人權保持の努力

の義務 三九〇、五一七

○國民自治主義 二七

○國民主權 一八六、四五—政治 三二四 ———主義五〇二 ———主權

○國民投票 一三三、三四七、四四七、五一二

○國民の基本的義務 三八一、四五六以下

○國民の基本的人權の善用の義務 三九—一三九二、四一四

○國民の一般的義務と個別的義務 四五—六—四六四

○國民の權利 一二九、三八—四五五 ———基本的人權

○國民の地位 三七九—四六四

○國民より湧き出る國權の現實の力 五〇二

○國務機關の日本國憲法尊重擁護の義務 一二七—一二九

○國務大臣 ———の概念二七二 國會における ———の發言二四九 ———の署名二六二 ———の任用資格二七二—

事項索引

五三一

- 二七三 内閣總理大臣以外の——の選任及び退任二七五——の訴追二七九 各——の個別の態度二九八—三〇〇
- 國務要求權 四一七—四四六 ——の性質四一七 ——と私人相互の關係四一八—四一九 ——の種類四一七—四一八
- 五箇條の御誓文 八〇
- 個人的存在を尊重せられる權利(存在權) 四一九—四二〇、五〇九—五一
- 個人尊重の自然規範觀念の法的導入 五〇九—五一、三八四—三八五
- 婚姻に関する憲法規範 四二九—四三〇
- 根本法 國家の——六三—六四、七三
- 歳計剩餘金 三三二
- 罪刑法定主義 四三五—法律の定めらる手續によらなくては刑罰を科せら
- れない權利
- 最高裁判所 一四一 ——の規則二七三—二七五、三六一—三六二 ——の概念三四四—三四六 ——の構成三四六—三四七 ——による下級裁判所裁判官の指名三四八 ——による國家行為の合憲性の決定一二七、一四一、三四五—三四六、三四八—三五一、三五五—三五六
- 最高裁判所裁判官 ——の任命及びその認證二八九、三四六 ——の任命の國民審査三四六—三四七、三五九—三六〇、三六八
- 最高法規 日本國憲法の——性一二六—一二七、二〇〇、二〇一、三五—三九〇
- 財産的求償に関する國務要求權 四四—四四六
- 財産の自由權 四一三—四一六、四八
- 財政 一二四 國の——狀況の報告二九〇、三三四 ——に関する規範三四—三三四
- 歳入歳出 三二七 ——豫算の配賦三三一
- 最低生活確保の權利 四二八—四二九
- 裁判官 一二八、一三七 ——の任用資格三五六 ——の職務態度三五八—三五九 ——の身分の保障三五八—三五九 ——の退官三五九—三六〇 ——の報酬三四七、三四八
- 裁判所 一三六、二一八、三四〇 ——の多存制三四〇—三四一 ——の級別性三四一—三四二、三四五 特別——設置の禁止三四二—三四三 ——による法の一般合法性の審査三五—三五六
- 裁判を受ける權利 四三〇—四三一
- 歳費 國會議員の——二二六
- 債務の負擔 三二五
- 再問責せられない權利(一事不再理)
- 實施 憲法及び法律の規定の——二八五、二八七
- 實質憲法 六六
- 兒童酷使の禁止 四二七
- 支配に関する自由權 四〇九—四一六
- 自由の證據力を否認する權利 四三九—四四〇
- 司法 三三五—三六二 ——の概念三三五—三三六 ——權三三六 ——の作用の段階操作性三三八—三三九 行政機關による——作用終結段階操作禁止三四三—三四四、三六四、四三一 ——と裁判三三六 ——事件三三七—の手續三六〇—三六二
- 司法機關 ——又は司法府二〇九—
- 事務總長 議院の——二四四、二四六
- 社會諸層の國民的無差別 五〇六—五〇八
- 社會的關係において差別せられない權利 四二—四二三
- 社會的生活の享受に関する國務要求權

- 四四一
- 週及處罰の禁止 四四〇—刑事上週及問責せられない權利
- 參議院の緊急集會 二四二—二四三、二四四、二八九—議院
- 參議院議員 ——の任期一三六、二二三 一 緊急集會中——の不逮捕特權二二六—國會議員
- 參議院規則 二三四、二四八、二六〇 —議院規則
- 參議院議長 二四〇—議長
- 殘虐な刑罰の禁止 四三五—四三六
- 三權分立貫徹の根柢としての民意 五一—一五一
- 三權分立主義 二五—二七
- 三作用分屬主義 二五—二六、二〇七—二〇九
- 參政權 四四六—四五五 ——の性質四四六—四四七
- 暫定豫算 三二七、三三〇
- 資格審査の決定 國會議員の——二三三
- 資格に関する争訟 國會議員の——二三三、二四九
- 施行 日本國憲法の——二五一—二二六 法律の——二六三—二六四
- 自己に不利な供述を強要せられない權利 四三九
- 支出 ——に関する憲法の規範三二五—三二六
- 自立法 五六、一六九、五〇七
- 自然法 三八三—三八四、五〇九
- 辭職 國會議員の——の許可二三三、内閣總理大臣の——二七四 國務大臣の——二七五 天皇による——の認證二九六
- 思想及び良心の自由權 三九七—三九九、四八二
- 自治 ——團體四五、一〇八、四八五 —地方自治
- 執行 行政による法律の——二七〇 法律の誠實な——二八二
- 實施 憲法及び法律の規定の——二八五、二八七
- 實質憲法 六六
- 兒童酷使の禁止 四二七
- 支配に関する自由權 四〇九—四一六
- 自由の證據力を否認する權利 四三九—四四〇
- 司法 三三五—三六二 ——の概念三三五—三三六 ——權三三六 ——の作用の段階操作性三三八—三三九 行政機關による——作用終結段階操作禁止三四三—三四四、三六四、四三一 ——と裁判三三六 ——事件三三七—の手續三六〇—三六二
- 司法機關 ——又は司法府二〇九—
- 事務總長 議院の——二四四、二四六
- 社會諸層の國民的無差別 五〇六—五〇八
- 社會的關係において差別せられない權利 四二—四二三
- 社會的生活の享受に関する國務要求權

事項索引

- 四二五—四二九
- 集會、結社、及び言論、出版その他一切の表現の自由權 四〇七—四〇九
- 衆議院 —の解散—解散 —の優越 二二九—二四〇、二六一、二六二、二七三、二八四、三二九 —の豫算先議權 三二八 緊急集會の措置に關する —の同意 二四三—議院
- 衆議院議員 —の任期 三三—の選舉 二四二—國會議員
- 衆議院規則 二三四、二四三、二四八 二六〇—議院規則
- 衆議院議長 二四〇—議長
- 宗教 —行爲への參加の強制の禁止 四〇二 —團體の特權的地位の禁止 四〇二—四〇三 國の —的活動の禁止 四〇三—宗教の自由權
- 住居、書類及び所持品の自由權 四一—一四—一三
- 自由權 三九五—四一七 自由と法三 九五—三九六 一般的 —三九六—三九七、四一六 個別的 —三九七

- 一四一七 —と憲法外の自由及び私人相互間の關係 四一六—四一七
- 私有財産 —の公用に對する補償 四一五 天皇及び皇族の — 三三三
- 終審 三四三 —裁判所 三四四、三四五
- 收入 —に關する憲法の規範 三二五
- 住民投票 四九四—四九五
- 住民による直接選舉 四九二—地方公共團體
- 習律 三九—四〇 憲法的 — 七〇—七二 日本國の憲法的 — 一四二
- 主權 —及び主權者 一八五—一八九 —在民 一四五、一四六、一四八、一五八
- 出版の自由 四〇八
- 召集 二三四、二四二、三〇四 —詔書 二三八、二二九 —の時期 二二九、二四二 内閣による —の決定 二三八、二二九 臨時會の — 二八九 總選舉後初めての國會の — 二九四—二九五

- 象徴 國家的 —としての天皇 一六二 — 一六八 —たる天皇の個人的地位 一七三—一七九、國の —、國民統合の — 三一四、—國家的象徴
- 證人を尋問し、又證人を求める權利 四三七—四三八
- 上諭 帝國憲法の — 八九 日本國憲法の — 一二二、一五六、一五七
- 條理法 四七—四八、六六、七三、七一、二二二、二四二、三七六、四六五、五一三
- 條例 四九三—四九四
- 職權選擇を爲すの自由權 四〇五—四〇六
- 助言と承認 天皇に對する内閣の — 二八九、二九〇、三〇五、三〇七—三〇九、三一四
- 署名 大臣の — 二六二、二七九、二八七
- 除名 國會議員の — 二二三、二三七—二五〇
- 人格の保持向上に關する國務要求權

五三四

- 四一九—四二五
- 信教の自由權 三九九—四〇三、四八二—宗教
- 身體の自由權 四〇九—四一一
- 信任狀 大使及び公使 —の認證 三〇四
- 人類普遍の原理 一四四、一四九、一五三、一五五 —への意識的考慮 五〇—五〇一
- せ
- 請願權 四三二—四三四
- 政治 —的團體 八八 —府 一〇—一一九、三〇七
- 政治的、經濟的、社會的關係において差別せられない權利 四二—四二三
- 政治における民意實現の強化 三六七—三六九、五一—五一一
- 整序作用 二〇五
- 精神的活動に關する自由權 三九七—四〇四
- 政體 —の概念 二二 —の種別 二

- 二—二七 —書 八〇—八一
- 制定 —法 四六、一七一、二二—法たる憲法(—憲法) 七一、七三 —法主義 五—三 憲法の —と憲法の確定 一四七
- 成文 —法 六六、一三八、二二—憲法 六七 —憲法典要求の思想の發生 七七—七八
- 生命、自由及び幸福追求に對する權利 三九四—三九五—存在權
- 政令 —の制定 二八五—二八七 —の公布 三〇三
- 世界 —國 一七 —社會 四四 —平和の主義 五〇—三
- 責任 —内閣の責任
- 世襲 皇位の — 一六九、一七〇
- 播政 —の概念 三一—三一—を置く場合 三二—三三 —となる資格及び順序 三三—三四 —の權限 三一四 —の地位 三一四—三一五 —の無答責 三一五 —の更迭及び終了 三一五—三一六

- 選舉 —法 六四、國會議員の — 二二〇、二三三、二三八 —區、投票の方法その他選舉に關する事項と法律 二二—の爭訟の判決 二二三 公務員の — 四二—四五
- 全權委任狀 —の認證 三〇四
- 專制政體 二二、八六
- 戰爭の放棄 一九五—二〇〇、五〇三 —五〇四(狹義の) —一九六 武力の威嚇又は行使の放棄 一九六—一九七 戦力保持の放棄 一九七—一九八 戰權の放棄 一九八—一九九
- 全體の奉仕者 四四九—公務員
- 前文(日本國憲法の) —の釋義 一四三—一五五 —の法的性質 一五五—一五七 —の改正 一五六 —と帝國憲法施行時の國家的行動 一五七—一五九
- 戦力保持の放棄 一九七—一九八—戰爭の放棄
- そ

五三五

事項索引

事項索引

- 總意 日本國民の——一六三、一六七  
——一六八
- 總辭職 二九三—二九七—内閣の總辭職
- 總選舉 一一七、二三九、二九五—  
—の施行の公示三〇四
- 總算 二四七
- 即位 一六八、一七〇—の禮一七  
——一七二
- 租税 三二五、四五七—と法律三  
二五、四五九、四六八
- 訴追 國務大臣の——二七七—二七八  
攝政の——三一五 裁判官の罷免の  
——三五九
- 存続 三九三—三九五、三九六、五  
——一〇
- 大使及び公使 —の信任狀の認護三  
〇四 —の接受三〇五
- 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及  
び復権 —の決定二八七 —の認  
た
- 對裁判決の公開 —>裁判の公開
- 胎中皇子 一七一
- 大日本帝國憲法 —>帝國憲法
- 逮捕せられず、又、釋放せられる權利  
國會議員の——二三六
- 逮捕に對する自由權 四〇九—四一〇
- 彈劾 公の——三五九 —>裁判及び  
——裁判所三五九
- 團結 勤勞者の——四二七—四二八  
—>勤勞上の權利
- 團體交渉權 勤勞者の——四二七—四  
二八—>勤勞上の權利
- 地方公共團體に關する基本原則 四八  
九—四九五—>地方自治
- 地方自治 四八六—四九〇—>地方公  
共團體
- 中央機關 二七二
- 懲戒 裁判官の——三五八—三五九
- 懲罰 國會議員の——二三三、三三七
- 帝國憲法 日本國憲法により改正せら  
れた——七五—九〇—>日本國憲法  
の制定
- 定足數 二四七
- 定年 裁判官の——三五九
- デモクラシー 九七、九八、九九、一  
四九
- 天皇 —の概念三七三—三七五—  
—の種々の立場一六二、三七四
- 天皇(行政機關としての) 三〇〇—三  
一一 —と國權の發動三〇〇—三  
〇一 —の國事上の行爲の範圍三
- 直接 —行政體三二 —機關二一六  
——一二七
- 直接參政權 四四七—四四八
- 通信の秘密を侵すことの禁止 四〇九  
—>集會結社、及び言論、出版その  
他一切の表現の自由權

- 〇一—三〇六 —の國事行爲の能  
力一般の限定三〇一—三〇二 —  
の個々の國事行爲の能力三〇二—三  
〇六 —の國權發動における機能  
三〇六—三〇七 —に對する内閣  
の助言と承認との必要二八九、三〇  
七—三〇九 —の國事行爲につい  
ての内閣の責任と—の無答責一七  
五、三〇九—三一〇 —の國事行  
爲の委任三一〇 —の特殊的行政  
機關たるの性質三一—
- 天皇(國家的象徴としての) —の象  
徴性一六三—一六八 象徴たる—  
の個人的地位一七三—一七九
- 天皇(國家成員としての) 三七五—三  
七七
- 統治權 七六、一六六、一八一—一八  
二、一八九、五一四
- 投票の秘密 四五四—>秘密選舉
- 特殊的行政機關 二七〇—二七一、三  
五三
- 〇〇—三二七
- 統治主義 三二三—>法治主義
- 委任制機關及び合議制機關 二二八—  
二二九
- 特別會 二三九—>解散後の會
- 特別裁判所設置の禁止 三四二—三四  
三
- 特別の多數決 一三二、二三七、二四  
九—二五〇、二六一、二六二
- 特赦 二八七
- 叙職的拘束を受けさせられない權利  
四二二—四二四
- 内閣 一般的行政機關としての——二  
七—二七二 —の組織二七二—  
二八〇 —の一體制の確保二七六  
—二八〇 —の補助機關二八〇—  
—の一般權限二八〇—二八一—  
—の個々の權限二八一—二九〇—  
—の獨自的權限二八二—二八八—  
—の關係的權限二八九—二九〇—
- と法律案の提出二五九—二六〇  
—の責任二九〇—二九三、三〇〇  
政治道義の規範による—の責任二  
九三天皇の國事行爲についての—  
の責任と天皇の無益三〇九—三一〇  
—の總辭職二九三—二九七 —  
における行政事務分擔二九七—二九  
八
- 内閣官房 二八〇
- 内閣總理大臣 —の任用資格二七二  
—二七三 —の指名及び任命二七  
三—二七四、二九七、三〇二、三六六  
—の退任二七四 —の職務の代  
行二七五 —による國務大臣の任  
免二七五 内閣の首長としての—  
の特別の地位二七二、二七六—二八〇
- 軟性憲法 一三一
- 二院制 國會の——二二七—二二九  
—日本國 —の憲法七三—七四 —  
の憲法的習律一四二 —の國號一  
六〇—一六一 —の象徴一六四—  
五三七

事項索引

事項索引

五三八

- 一六五 — の領土四七七
- 日本國憲法 制定法たる — 七三 —
- と大日本帝國憲法七五—七六 —
- の制定九〇—一二五 — の公布
- 一二二—一二三 — の欽定憲法性
- 一二三 — の内容四—五、一二四
- の施行一二五—一二六 — 施行
- 行過渡期の規定一三四—一三七 —
- の停止及び廢止一三四 — の規定
- の實施二八五—二八七 外國人と
- 四六六—四六九
- 日本國憲法附文 — 前文
- 日本國憲法の解釋 — 一三七—一四一
- 日本國憲法の改正 — 一三一—一三四
- 日本國憲法の改正の國民による承認
- 一三三、四四七
- 日本國憲法の最高法規性 — 一二六—一
- 三二、二〇〇、二〇一、三九〇
- 日本國憲法の上諭 — 一二二 — と前
- 文七五六—一五七
- 日本國憲法の理念的基礎 — 四九—一五
- 一八
- 日本國入 — 一〇〇—一〇二、一一九—
- 國人
- 日本國民 — 統合の象徴一六四、一
- 六五—一六六 主權の存する —
- 六三、一六七、一八八 — たるの
- 要件三七八
- 日本法人 — 四六四—四六五
- 人間としての存在を主張する權利 —
- ↓存在權
- 國務 國務大臣の任免その他の事項の
- 二七五、二九六、三〇四、三〇
- 五、三四六
- 納税の義務 — 三七七、四五七—四五九
- 四七〇
- は —
- 陪審制度 — 三六一
- 發言及び表決の無責任の權利 國會議
- 員の — 二三五
- 罰則 — 二八六
- 批准書及び外交文書の認證 — 三〇五
- 表現の自由 — 四〇七 — 言論の自由出
- 版の自由
- 平等の權利 — 四二〇—四二三
- ふ
- 副議長 — 二四四、二四五
- 復權 — 二八七
- 副總理 — 二七五
- 不信任決議 — 二九二、二九五—二九六
- 普通教育を受けさせる義務 — 四六二—
- 四六四 — と教育を受ける權利四
- 六四
- 普通選舉 — 四五二 成年者による —
- 四五二—四五三 — の保障四五三
- 一四五四
- 不文憲法 — 六七、六八
- 武力の威嚇又は行使の放棄 — 一九六、
- 一九七、一九九 — 戦争の放棄

- 文化的作用、文明的進歩 — 二〇六
- 文民 — 二七三 — 國務大臣の任用の資
- 格
- 國會 國會の — 二四一 參議院の —
- 一二四二
- 辯護士を依頼し、又は國家によりこれを
- 付せられる權利 — 四三八
- は
- 法 — の概念三三—三八、二五三、
- 二五五 — 秩序と — 外秩序三九
- 四三 — 規三九、四五 — 社
- 會四三—四五 — の淵源四五—四
- 八 — 上の生活四八—五五 —
- の種別五五—六〇 — の解釋一三
- 八、一三九 — と法律二五一—二
- 五四 — と規則三二—
- 法人 — 五五 公 — 及び私 — 六〇 —
- 六二
- 法治 — 國三二三 — 主義三二三
- 事項索引
- 三三四
- 法的平等の權利 — 四二〇—四二一、法
- の下の同等と法の内の同等四二〇 —
- 四二一 — ↓平等の權利
- 法律 — の概念四二、二二七、二五
- 三—二五四 — と法律事項二五五
- 一二五九 — の制定二五九—二六
- 五 — の公布二六二—二六三 —
- の施行二六三—二六四 — の効
- 力二六四—二六五 — の規定の實
- 施二八五—二八七 行政に對する —
- の拘束三二三—三二四 — 日本
- 國憲法の條規に反する — の無効性
- 一二七
- 法律案 — の提出二四八、二五九—
- 二六〇、二七八 — の議決二六〇
- 一二六二
- 法律關係 法生活及び — 四八—四九
- の認識四九—五〇 (權利五〇—
- 五三義務五三—五四 人五四—五五
- 公法關係及び私法關係五八—六〇)
- 法律事項 — 二五六—二五八
- 法律の委任 — 二六五—二六七、二八六
- 三六四
- 法律の執行 — 二六九—二七〇
- 法令審査權 — ↓裁判所による法の —
- 般合法性の審査(三五—三五六)
- 補則 — 一二四、一三四—一三七
- ボツダム宣言 — の受諾九〇—九四
- の受諾と憲法の改正九六—一〇
- 三、一〇四、一一三、一一九
- み
- 民事 — 事件 — 裁判三三七
- 民主 — 國九八、一八九、三六九、
- 五〇二 — 國體二、一〇一 —
- 主義九八、一二二 — 政治一四
- 九、三〇八、三〇九
- 民定憲法 — 一二九
- む
- 無任所大臣 — 二九八
- 五三九

め

- 明治維新 七七、七八、八一、九九
- 明治天皇 七九、八〇、八九
- 命令 日本國憲法の條規に反する—の無効性一二七

ゆ

- 有權的解釋 一四〇、一四一、三八〇
- ↓日本國憲法の解釋

よ

- 抑留又は拘禁に對する自由權 四一〇
- 一四一一
- 豫算 —の必要三二六 暫定—三二七、三三〇 —の作成、國會への提出二八四、三二七—三二八 國會による—の議決二八四、三二八
- 一三二九 —の成立三二九—三三三
- —の國民への報告三三〇
- の執行三三〇—三三一 —の拘束力三三一—三三二

- 豫算先議權 衆議院の—三二八
- 豫備費 二九〇、三二七—三二八、三三一、三三二

り

- 立憲 —君主國七七 —國三一、六六、九九 —思想八一 —主義二四—二七、九九、一二五、二二五、三八〇 —政治七五、八九、九九、二六九、二九三、三〇八、三〇九、三四四 —政體二四、六五、六六、六八、七六、七七、八二、八三、八七
- 立法 —の概念二五、二二—二二三 —權二二三 —の手續二五—二六八 —に對する憲法の拘束二六七—二六八 —府作用二一〇、二二三、三六五、三六七 法律による—の委任三六四
- 立法機關としての國會 —↓國會
- 兩院(兩議院) —一致の議決二三九
- 二四〇 —議員間の兼職排除二三一 —協議會二四四、二四六、二

- 四九、二六一、二七三、三二九 —合同審査會二四七 —の連絡二四六—二四七 —法規委員會二四四、二四六—↓議院

- 良心 裁判官の—に從うの義務(自肅の義務)三五六—三五七 思想及び—の自由權三九七—三九九

- 兩性の平等 二三〇、四二〇、四二九 —四三〇

- 領土 —の性質一四、四七三—四七七 四 —の積極的及び消極的意味一四—一五、四七四 —の形成四七六—四七七 —の變更四七八—四八三 日本國の—四七七、四七九 —團體一四—↓國權の領域

- 領土權 一五、四七四—四七五、領土高權一五、四七五

- 理論的解釋 一四〇、一四一、三八 —↓日本國憲法の解釋
- 臨時會 二三八—二三九、二八九

れ

- 令狀 逮捕の—四一〇 搜索の—及び押收の—四二二
- 連署 内閣總理大臣の—二六二、二七九、二八七

19030

日本國憲法論 正誤表

二五六頁 九行目 (憲法一〇號) を (憲法一〇條) に  
 四三三頁 一行目 憲法第六十條 を 憲法第十六條に  
 四四一頁 五行目 第八 金錢的 を 第八 財産的に

(日本出版協會會員番號A二五〇〇七號)

昭和廿四年二月一日印刷  
昭和廿四年二月十日發行

日本國憲法論

定價 金四百八拾圓

著作権所有



著作者

佐々木惣一

發行者

江草四郎

印刷者

橋本岩太郎

發行所

書肆

有

斐

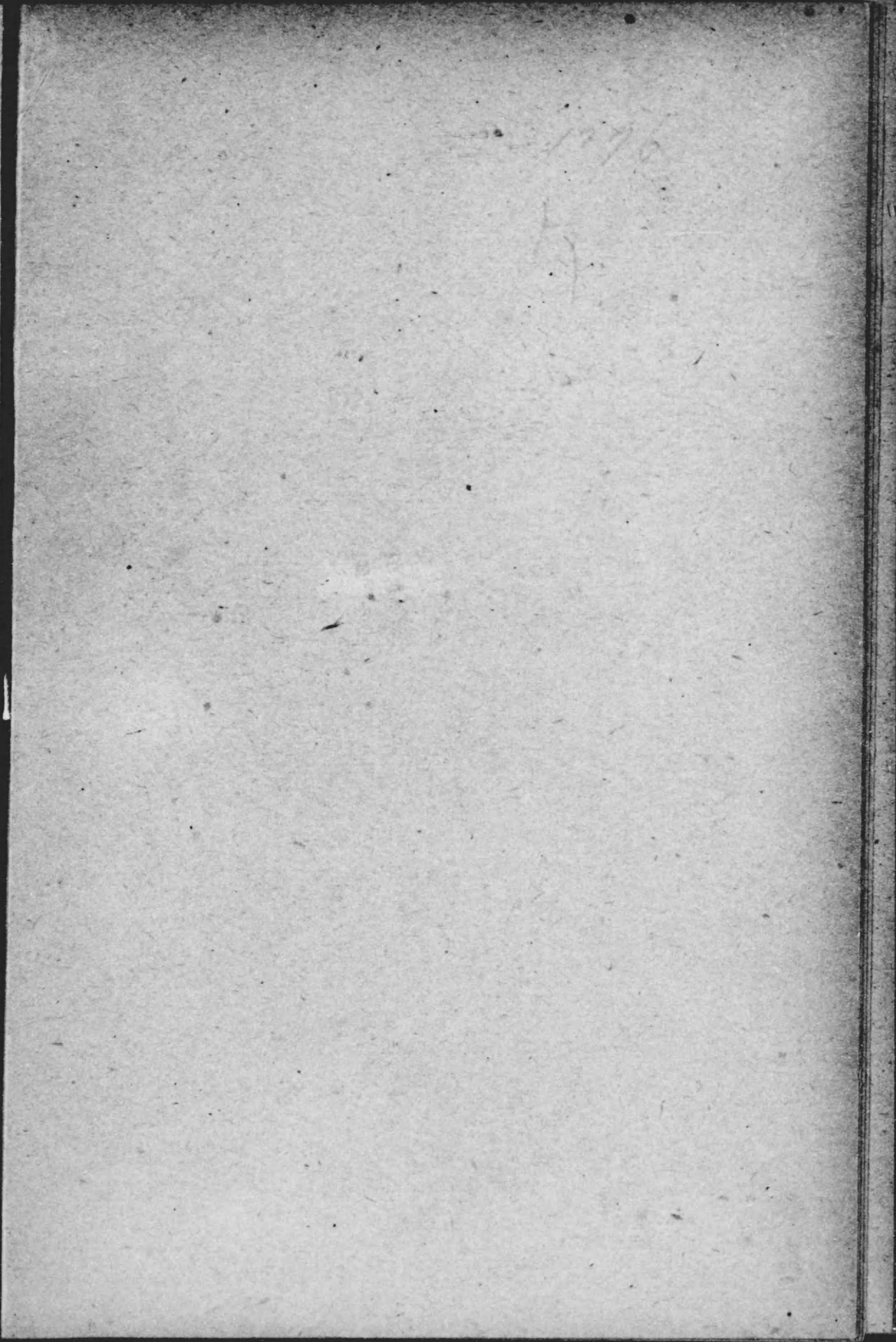
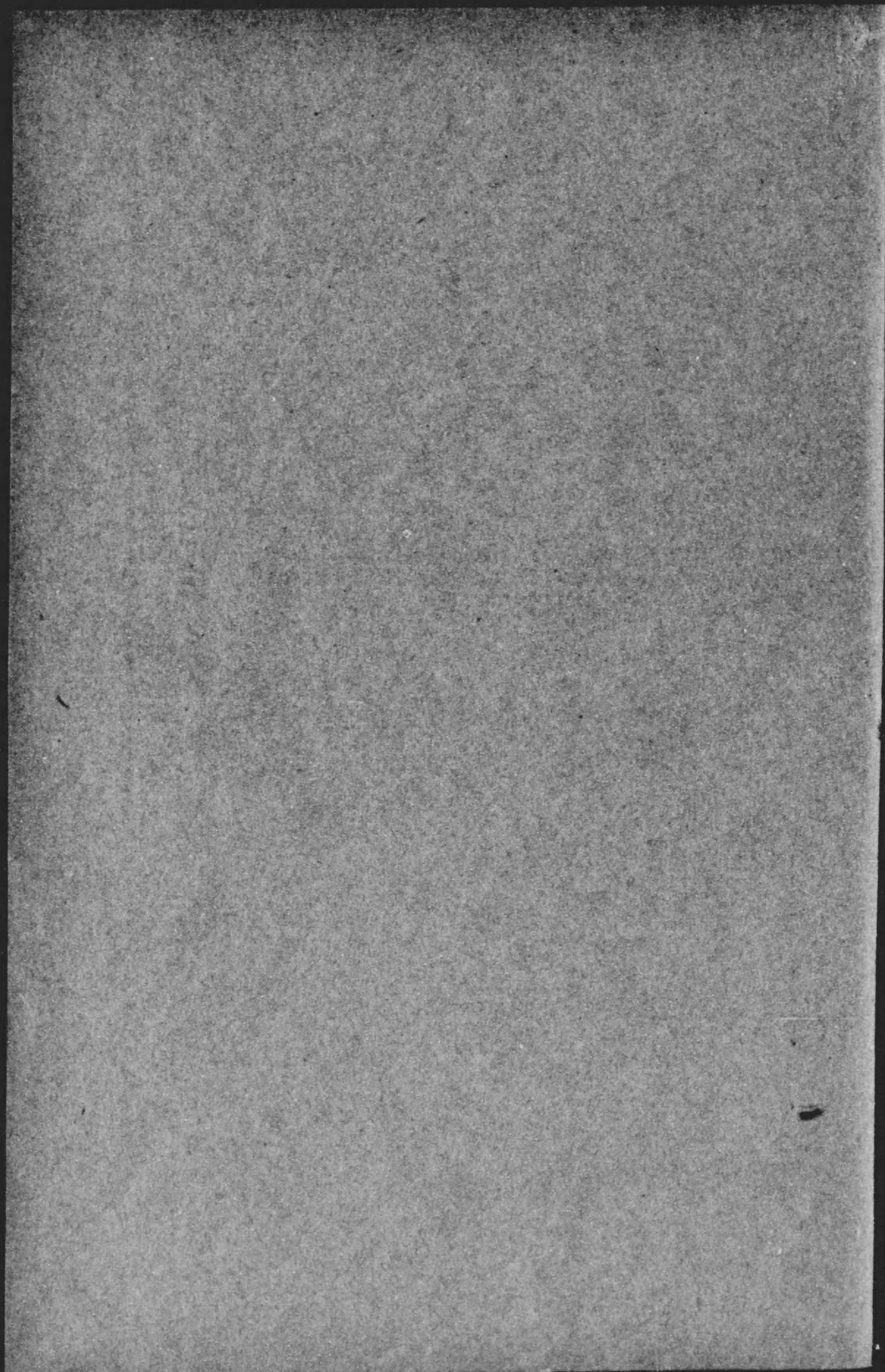
閣

配給元

東京都千代田區神田淡路町二ノ九

日本出版配給株式會社

(製本 昭榮堂製本所)





323.4

SA75

